

今回、各ゾーンの将来像については、中間見直し時点で変更等が必要な情報の更新を行いました。
なお、自然環境の情報については、現行計画に変更はありません。

(1) 追浜・田浦・逸見ゾーン ←更新 《中間見直し(本書)P.38 推進施策(中間見直し後)の推進施策の見直しに合わせ、「主な施策」の施策名・施策番号を更新》

① 丘陵部の骨格となるみどりの保全・活用 樹林地などのみどり

鷹取山、田浦梅の里、県立塚山公園を中心とした丘陵部の骨格となるみどりや、塚山風致地区や自然環境保全地域は、関係法令・基準の適切な運用により保全します。また、都市公園などのみどりの拠点は、必要に応じて市民がみどりに親しめる場として活用手法を検討します。

主な施策	《10》風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進、《19》市街化区域内樹林地保全支援制度の運用 など
------	--

② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討 自然環境

市内の水辺地が減少している中、ホタルなどの水生生物が豊富に見られる田浦町4・5丁目、西逸見町周辺、自然植生の残されている夏島貝塚、神奈川県生物多様性ホットスポットに選ばれている鷹取山などがあります。これら地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けて、必要に応じて検討します。

主な施策	《2》生物多様性に向けた新たな取組、《14》「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用 《17》外来生物対策の推進 など
------	---

③ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進 交流・ネットワーク

貝山杏まつり、田浦梅林まつり、船越南郷公園さくらまつり、三浦按針祭観桜会など、都市公園等では市内外から多くの人々が訪れるイベントが開催されています。また、スポーツを楽しめる追浜公園や、ハイキングの楽しめる鷹取山公園などがあり、これらみどりの拠点の充実及び適切な維持管理を行います。さらに、交流拠点としても活用します。

主な施策	《38》継承の森における活動の推進 など
------	----------------------

④ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進 活動

地域ボランティアにより、みどりの保全・再生などが行われています。このような市民活動が継続・発展されるよう、取り組みを推進します。←更新《花いっぱい運動の事業規模縮小に伴う記述の削除》

主な施策	《44》産・学・官等の連携及び役割分担によるみどりの保全・創出等の推進 など
------	--

⑤ 安全を優先した斜面緑地の保全に向けたあり方の検討 防災

ゾーン全域に分布している斜面緑地は、地域を特徴づける自然的景観を生み出しており、保全が望まれています。一方、その多くが急傾斜地崩壊危険区域に指定されているため、安全を優先した保全のあり方の検討が必要です。また、谷戸地域の低密度化に備え、長期的な視点から谷戸地域のみどりの再生のあり方について検討します。

主な施策	《1》気候変動等に適応した樹林地の保全 など
------	------------------------

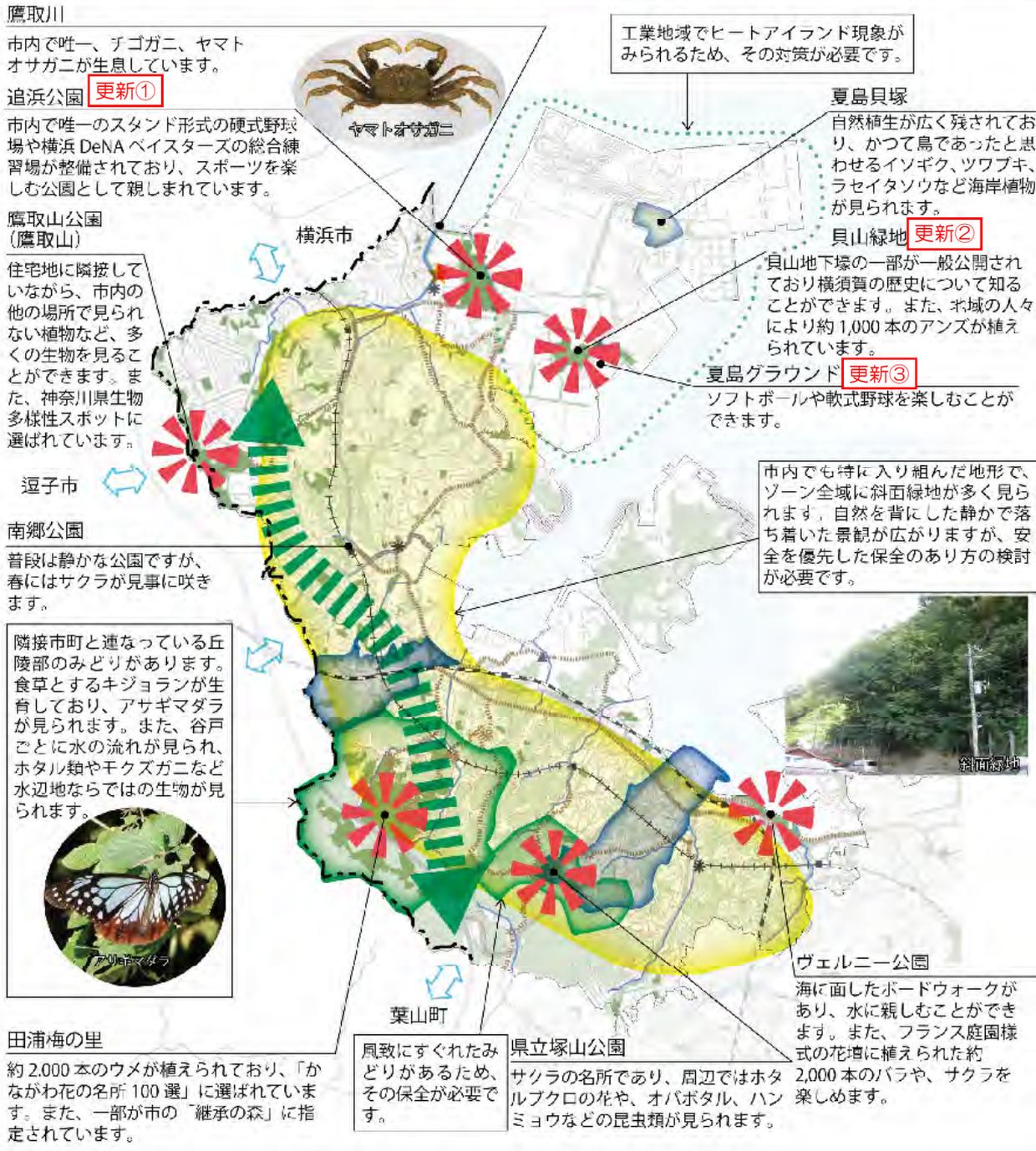
⑥ みどりの保全に向けた県や隣接する市町との連携 連携

丘陵部のみどりは隣接する横浜市、逗子市、葉山町から連なって広がっています。これらを含む本市のみどりを保全するため、県及び隣接市町との連携を図ります。

主な施策	《43》県及び近隣自治体との広域的な連携の推進 など
------	----------------------------

① 丘陵部の骨格となるみどりの保全・活用	骨格となるみどり	自然地区・自然環境保全地域	ヒートアイランド現象
② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討	自然植生など地域の貴重な自然環境		
③ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進	みどりの拠点		
④ 市民・事業者によるみどりの保全・創出に向けた取り組みの推進	地域ボランティア等による取り組み		
⑤ 安全を優先した斜面緑地の保全に向けたあり方の検討	斜面緑地		
⑥ みどりの保全に向けた県や隣接する市町との連携	近隣市町との隣接部		

都市公園等 (都市公園・遊園地・樹林地など)	街路枝	主要道路
河川及び雨水幹線	プロムナード・散歩道	鉄道 (JR線)・駅
ため池	行政センター	鉄道 (私鉄)・駅
自然海岸・半自然海岸		市街化区域 市街化調整区域境界



現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	説明文更新: 横浜 DeNA ベイスターズの総合練習場の整備について説明文を追記	公園設備の新規整備
②	説明文更新: 貝山地下壕の一般公開について説明文を追記	公園設備の整備
③	新規: 夏島グラウンドを追加	新たな公園の整備

(2) 東京湾沿岸ゾーン ←更新 《中間見直し(本書)P.38 推進施策(中間見直し後)の推進施策の見直しに
合わせ、「主な施策」の施策名・施策番号を更新》

① まとまりあるみどりとまちなかのみどりの保全・創出 ● 樹林地などのみどり

浦賀半島風致地区は、関係法令・基準の適切な運用により保全します。また、既存の街路樹の適切な維持や、みどりの少ない場所への緑化などまちなかのみどりの保全・創出に努めます。

主な施策	《10》風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進、《31》【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進 など
------	---

② 地域の貴重な自然環境の保全・活用 ● 自然環境

自然植生の残された諏訪公園と猿島公園や、馬堀自然教育園周辺など、地域の貴重な自然環境は、保全・活用に向けて、必要に応じて検討します。

主な施策	《2》生物多様性の確保に向けた取組、《17》外来生物対策の推進 など
------	------------------------------------

③ 歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・再生 ● 特徴的なみどり

かつて軍の要塞として利用され、一般の立ち入りが制限されていた猿島公園には、レンガ造りのトンネルや要塞跡など多くの歴史的資産が残されています。これらの歴史的・文化的資産と一体となったみどりは、市内外の人々に楽しんでもらえるよう保全・活用します。

主な施策	《12》保存樹木指定の検討、《15》指定文化財（天然記念物）の保全の継続 など
------	---

④ みどりの拠点とネットワークの維持・活用 ● 交流・ネットワーク

三笠公園、うみかぜ公園、海辺つり公園など東京湾沿いの水と親しめるみどりの拠点や、自然・人文博物館や馬堀自然教育園など研究・学習のできるみどりの拠点の充実及び適切な維持管理を行い、交流拠点としても活用します。また、みどりの拠点をつなぐ 10,000 メートルプロムナードが整備されており、さらなるみどりのネットワークの向上を図ります。

主な施策	《6》「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生、《24》横須賀エコツアーの推進 など
------	--

⑤ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進 ● 活動

市民ボランティアにより、市役所前公園の花壇づくりが行われており、人々の目を楽しませています。このような市民活動が継続・発展されるよう、取り組みを推進します。

主な施策	《45》市民による花いっぱい運動の実施 など
------	------------------------

⑥ 安全を優先した斜面緑地の保全に向けたあり方の検討 ● 防災

斜面緑地は、自然的景観を生み出しており保全が望まれています。しかし、その多くが急傾斜地崩壊危険区域に指定されているため、安全を優先した保全のあり方の検討が必要です。

主な施策	《1》気候変動等に適応した樹林地の保全 など
------	------------------------

⑦ 本市の魅力あるみどりに親しめる事業の推進 ● みどりの活用と情報発信

猿島の自然環境や遺跡、歴史、伝説について案内する「横須賀エコツアー」など、本市の魅力あるみどりに親しめる事業を推進します。

主な施策	《24》横須賀エコツアーの推進 など
------	--------------------

① まとまりあるみどりとまちなかのみどりの保全・創出	風致地区	ヒート・アイランド現象
② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けられた検討	自然植生など地域の貴重な自然環境	
③ 歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・活用	歴史的・文化的資産	
④ みどりの拠点とネットワークの維持・活用	みどりの拠点	10,000メートルプロムナード（うみかぜの路）
⑤ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進	★ 地域ボランティア等による取り組み	
⑥ 安全を優先した斜面緑地の保全に向けたあり方の検討	斜面緑地	
⑦ 本市の魅力あるみどりに親しめる事業の推進	みどりの活用と情報発信を行う事業	

都市公園等 (都市公園・港湾緑地・樹林地など)	街路樹	主要道路
河川及び雨水幹線	プロムナード・散歩道	鉄道(JR線)・駅
ため池	木庁・行政センター	鉄道(私鉄)・駅
自然海岸・半自然海岸		市街化区域 ・市街化調整区域境界



みどりの現況・課題・将来像（東京湾沿岸ゾーン）

現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	名称変更: 中央公園から平和中央公園に名称変更 説明文更新: リニューアルに伴い、説明文を更新	公園のリニューアル
②	名称変更: 走水水源地から走水水源地公園に名称変更	都市公園化
③	説明文更新: 博物館の記事を削除	施設情報の更新

(3) 浦賀・観音崎ゾーン ←更新 《中間見直し(本書)P.38 推進施策(中間見直し後)の推進施策の見直しに合わせ、「主な施策」の施策名・施策番号を更新》

① まとまりあるみどりの保全 樹林地などのみどり

県立観音崎公園の樹林地や、浦賀半島風致地区は、関係法令・基準の適切な運用により保全します。東京湾沿岸ゾーンとあわせて県立観音崎公園及び周辺の浦賀半島風致地区のみどりを保全します。

主な施策	《10》風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進 など
------	-----------------------------------

② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討 自然環境

東京湾に面した県立観音崎公園、燈明堂跡など、地域の貴重な自然環境は、保全・活用に向けて、必要に応じて検討します。

主な施策	《2》生物多様性の確保に向けた取組、《17》外来生物対策の推進 など
------	------------------------------------

③ 歴史的・文化的資産と一体的となったみどりの保全・活用 特徴的なみどり

浦賀は、三浦半島の中でも比較的早く発展した地域で、江戸時代には浦賀奉行が置かれ、日本海軍の駆逐船建造で有名な浦賀ドック跡をはじめ、県立観音崎公園や千代ヶ崎砲台跡など歴史的資産が多く残されています。これらの歴史的・文化的資産と一体となったみどりは、市内外の人々に楽しんでもらえるよう保全・活用します。

主な施策	《12》保存樹木指定の検討、《15》指定文化財(天然記念物)の保全の継続 など
------	---

④ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進 交流・ネットワーク

浦賀周辺の浦賀ドック跡、愛宕山公園、燈明堂跡などの歴史的・文化的資産と一体となったみどりがります。また、破崎緑地、旗山崎公園、県立観音崎公園などのみどりの拠点があり、これらの充実及び適切な維持管理を行い、さらに交流拠点としても活用します。

主な施策	《30》【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進 など
------	----------------------------

⑤ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進 活動

和田川では、地域ボランティアにより保全・再生活動が行われており、地域在来の生物が戻ってきています。また、県立観音崎公園では、公園案内ガイドや森の手入れなど様々なボランティア活動が行われています。このような市民活動が継続・発展されるよう、取り組みを推進します。

主な施策	《46》自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進 など
------	-------------------------------------

⑥ 安全を優先した斜面緑地の保全のあり方の検討 防災

浦賀湾を囲むように多く分布している斜面緑地は、自然的景観を生み出しており、保全が望まれています。しかし、その多くが急傾斜地崩壊危険区域に指定されているため、安全を優先した保全のあり方の検討が必要です。

主な施策	《1》気候変動等に適応した樹林地の保全 など
------	------------------------

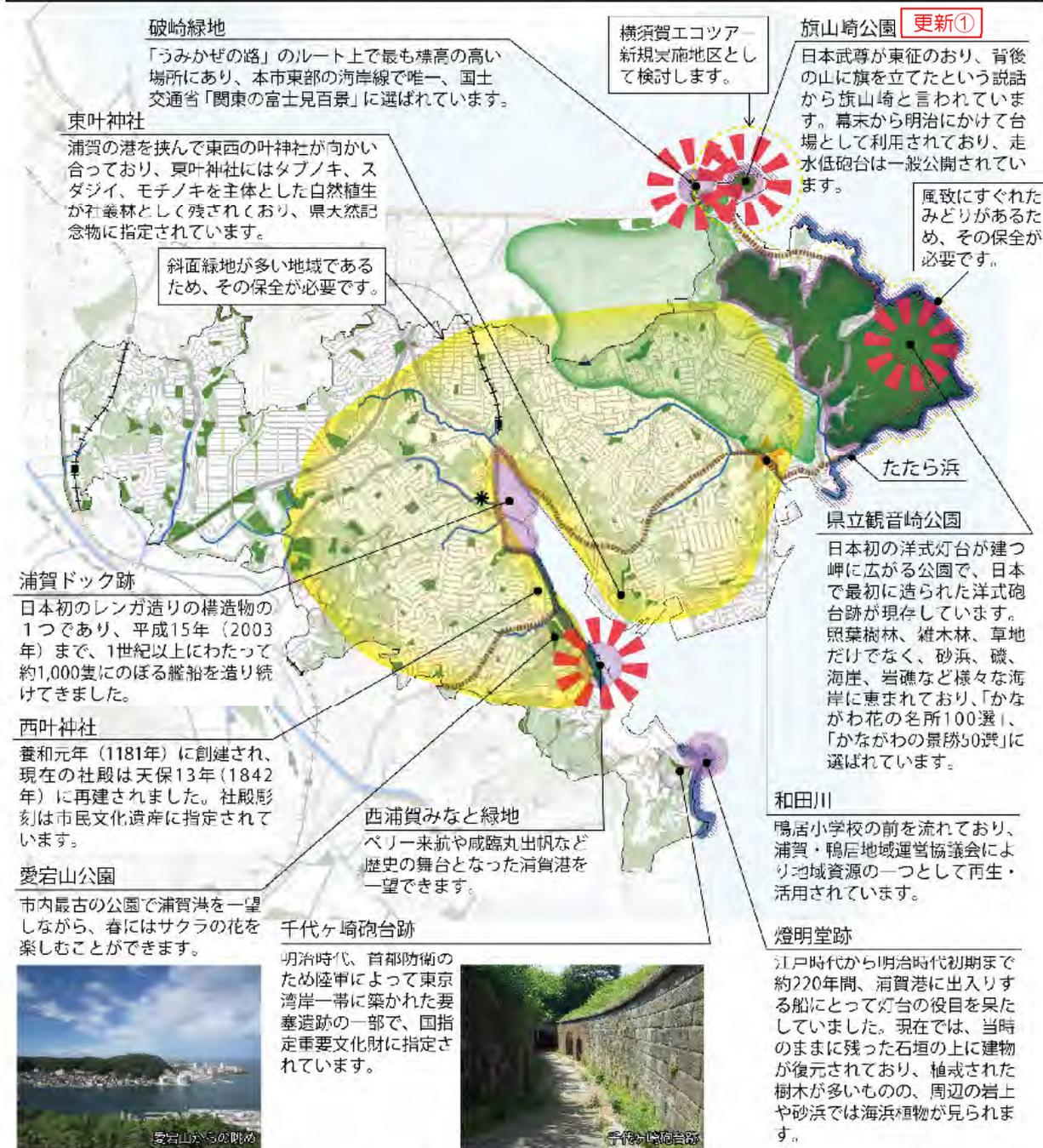
⑦ 本市の魅力あるみどりに親しめる事業の推進 みどりの活用と情報発信

観音崎の自然環境や近代化遺産、地層、浦賀水道を行き来する世界の船について案内する「横須賀エコツアー」など、本市の魅力あるみどりに親しめる事業を推進します。

主な施策	《24》横須賀エコツアーの推進 など
------	--------------------

① まとまりあるみどりの保全	風致地区
② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討	自然植生など地域の貴重な自然環境
③ 歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・活用	歴史的・文化的資産
④ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進	みどりの拠点
⑤ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進	地域ボランティア等による取り組み
⑥ 安全を優先した斜面緑地の保全に向けたあり方の検討	斜面緑地
⑦ 本市の魅力あるみどりに親しめる事業の推進	みどりの活用と情報発信を行う事業

都市公園等 (都市公園・港湾緑地・樹林地など)	街路樹	主要道路
河川及び雨水幹線	プロムナード・散歩道	鉄道(JR線)・駅
ため池	行政センター	鉄道(私鉄)・駅
自然海岸・半自然海岸		市街化区域 ・市街化調整区域境界



みどりの現況・課題・将来像(浦賀・観音崎ゾーン)

現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	説明文更新:走水低砲台の一般公開について説明文を追記	公園施設の新規整備

(4) 平作川流域ゾーン ←更新 《中間見直し(本書)P.38 推進施策(中間見直し後)の推進施策の見直しに
合わせ、「主な施策」の施策名・施策番号を更新》

① 丘陵部の骨格となるみどりの保全 樹林地などのみどり

公園墓地、大矢部弾庫跡地などのまとまったみどりや、衣笠・大楠山近郊緑地保全区域及び衣笠・大楠山特別緑地保全地区、衣笠・大楠山風致地区は、関係法令や基準を適切に運用し保全します。また、衣笠山公園などのみどりの拠点については、活用を進めるとともに、必要に応じてさらに市民がみどりに親しめる場となるよう検討します。

主な施策	《5》近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続、《10》風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進 など
------	---

② 平作川流域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討 自然環境

阿部倉周辺の上流部には豊かな自然が残されており、その他平作川流域には、ホテルなどの水生生物が見られる場所や、自然海岸が残る河口付近などがあります。このような平作川流域の貴重な自然環境は、保全・活用に向けて、必要に応じて検討します。

主な施策	《2》生物多様性の確保に向けた取組、《17》外来生物対策の推進 など
------	------------------------------------

③ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進 交流・ネットワーク

全国有数の規模を誇るしょうぶ園、鎌倉幕府の礎を築いた三浦一族ゆかりの地である衣笠山公園、人工芝サッカー場のある佐原2丁目公園、本市唯一の交通公園である根岸公園など、平作川流域には全域的に様々な都市公園等があります。それぞれのみどりの機能や個性を活かせるよう、これらのみどりの拠点の充実及び適切な維持管理を行い、交流拠点としても活用します。

主な施策	《38》継承の森における活動の推進 など
------	----------------------

④ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進 活動

地域ボランティアにより、花壇づくりやサクラの再生及び歴史的資産と一体となったみどりの保全・再生などが行われています。このような市民活動が継続・発展されるよう、取り組みを推進します。

主な施策	《46》自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進 など
------	-------------------------------------

⑤ 安全を優先した斜面緑地の保全に向けたあり方の検討 防災

汐入町、坂本町、不入斗町、上町を中心として多く分布している斜面緑地は、自然的景観を生み出しており、これらみどりの保全が望まれています。しかし、その多くが急傾斜地崩壊危険区域に指定されているため、安全を優先した保全のあり方の検討が必要です。

主な施策	《1》気候変動等に適応した樹林地の保全 など
------	------------------------

⑥ みどりの保全に向けた県や隣接する市町との連携 連携

丘陵部のみどりは隣接する葉山町から連なって広がっています。これらを含む本市のみどりを保全するため、県及び隣接市町との連携を図ります。

主な施策	《43》県及び近隣自治体との広域的な連携の推進 など
------	----------------------------

① 丘陵部の青緑となるみどりの保全	骨幹となるみどり	近郊緑地・風致地区
② 平作川流域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討	平作川	など地域の貴重な自然環境
③ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進	みどりの拠点	
④ 市民によるみどりの保全・活用に向け取り組みの推進	地域ボランティア等による取り組み	
⑤ 安全を優先した斜面緑地の保全に向けあり方の検討	斜面緑地	
⑥ みどりの保全に向け近県や隣接する市町との連携	近隣市町との連携	

都市公園等 (都市公園・港湾緑地・樹林地など)	街路樹	主要道路
河川及び雨水幹線	プロムナード・散歩道	鉄道(JR線)・駅
ため池	行政センター	鉄道(私鉄)・駅
自然海岸・半自然海岸		市街化区域 市街化調整区域境界



現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	新規: はまゆう公園を追加	地域における位置づけの見直し
②	説明文更新: 野球場の記載を人工芝野球場に更新	公園設備の整備
③	廃止: 久里浜みんなの公園を削除 新規: 久里浜 1 丁目公園、久里浜 1 丁目第 2 公園を追加	公園の廃止 地域における位置づけの見直し

(5) 武山・野比ゾーン ←更新 《中間見直し(本書)P.38 推進施策(中間見直し後)の推進施策の見直しに合わせ、「主な施策」の施策名・施策番号を更新》

① 丘陵部の骨格となるみどりの保全 樹林地などのみどり

くりはま花の国の樹林地や、武山近郊緑地保全区域及び武山近郊緑地特別保全地区、武山風致地区は、関係法令や基準の適切な運用により、土地利用行為等の規制、当該地の適切な保全・活用などを行います。

主な施策	《1》気候変動等に適応した樹林地の保全、《5》近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続、《10》風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進 など
------	---

② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討 自然環境

自然植生が残る武山不動尊周辺、三島社、モニタリングサイトとなっている野比周辺と光の丘水辺公園、神奈川県生物多様性ホットスポットに選ばれている谷戸ノ田・かがみ田、武山の谷戸群などがあります。これら地域の貴重な自然環境は、保全・活用に向けて、必要に応じて検討します。

主な施策	《2》生物多様性の確保に向けた取組、《17》外来生物対策の推進 など
------	------------------------------------

③ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進 交流・ネットワーク

本市を代表する花とみどりの名所であるくりはま花の国、三浦半島で見られる貴重な生物の保全・復元をめざした光の丘水辺公園など、これらのみどりの拠点の充実及び適切な維持管理を行います。さらに、市内外の人々が多く訪れる武山や津久井浜観光農園などとともに、交流拠点としても活用します。

主な施策	《38》継承の森における活動の推進 など
------	----------------------

④ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進 活動

地域ボランティアにより、みどりの保全・再生などが行われています。このような市民活動が継続・発展されるよう、取り組みを推進します。←更新 《花いっぱい運動の事業規模縮小に伴う記述の削除》

主な施策	《44》産・学・官等の連携及び役割分担によるみどりの保全・創出等の推進 など
------	--

⑤ 本市の魅力あるみどりに親しめる事業の推進 みどりの活用と情報発信

野比周辺には、かつて生産や生活の場として利用されていた里山的環境や風景が残されています。市民の憩い、環境教育、生態系保全など新しい価値観のもとで、野比かがみ田谷戸での「里山的環境の再生・活用事業」など、本市の魅力あるみどりに親しめる事業を推進します。

主な施策	《2》生物多様性の確保に向けた取組 など
------	----------------------

⑥ みどりの保全に向けた県や隣接する市町との連携 連携

隣接する三浦市へ連続する農地のみどりと金田湾側の自然海岸など、本市のみどりを保全するために県及び隣接市町との連携を図ります。

主な施策	《43》県及び近隣自治体との広域的な連携の推進 など
------	----------------------------

① 丘陵部の骨格となるみどりの保全	←→←→←→ 骨格となるみどり	■ 近郊緑地・風致地区
② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討	■ 自然海岸やため池など地域の貴重な自然環境	
③ みどりの視点の充実及び適切な維持管理の推進	✳️ みどりの視点	
④ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進	★ 地域ボランティア等による取り組み	
⑤ 本市の魅力あるみどりに集しめる事業の推進	📡 みどりの活用と情報発信を行う事業	
⑥ みどりの保全に向けた県や隣接する市町との連携	↔️ 近隣市町との隣接部	
■ 都市公園等 (都市公園・港湾緑地・樹林地など)	— 街路樹	— 主要道路
■ 河川及び雨水貯録	⋯⋯ プロムナード・散歩道	— 鉄道 (JR線)・駅
▲ ため池	★ 行政センター	— 鉄道 (私鉄)・駅
■ 自然海岸・半自然海岸		■ 市街化区域 ■ 市街化調整区域境界



武山 **更新①**

三浦半島中央に位置する標高約 200m の山で、武山不動尊周辺には約 1,200本のツツジが植えられており、例年、4月下旬～5月にかけて武山ツツジ祭が開催されています。



光の丘水辺公園

橋須賀リサーチパークの一角にあり、三浦半島の生物の保存と復元をめざしています。環境省のモニタリングサイトに選ばれており、自然環境の変化が継続して把握されています。



くりはま花の国 **更新②**

樹林地としては他からは孤立しており、マテバシイを主とする照葉樹林が分布するとともに、一年を通して花が楽しめる本市を代表する花の名所であり、「かながわ花の名所100選」に選ばれています。また、大型遊具も整備されており、子どもたちが自然の中でのびのびと遊ぶことができます。

住吉神社

古くは樂浜明神と称され、境内には、モリノキを主体とした自然植生が残されています。

西公園

軟式野球場とテニスコートのある運動公園です。

丘陵地のみどりの保全・維持と風致の保全が必要です。また、旧鬼ヶ谷戸地区、武山の谷戸群は、里山的環境や湿地、またそれらが織りなす里山の景観が良く残されています。

三浦市

野比かがみ田緑地 **更新③**

水辺地で見られる貴重な生物が多数確認されています。谷戸の一部は、里山的環境保全・活用事業の新たな活動の場とします。



みどりの現況・課題・将来像 (武山・野比ゾーン)

現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	説明文更新: ツツジの本数についての記述を更新	時点修正
②	説明文更新: 大型遊具について記述を追記	公園設備の整備
③	名称変更: 野比かがみ田谷戸を野比かがみ田緑地に変更	都市公園化

(6) 長井ゾーン ←更新 《中間見直し(本書)P.38 推進施策(中間見直し後)の推進施策の見直しに
 合わせ、「主な施策」の施策名・施策番号を更新》

① まとまりあるみどりの保全 ● 樹林地などのみどり

荒崎公園周辺の荒崎風致地区は、関係法令や基準の適切な運用により保全します。

主な施策	《10》風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進 など
------	-----------------------------------

② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討 ● 自然環境

自然海岸が残されている長井港から長浜海岸、干潟のある小田和湾、神奈川県生物多様性ホットスポットに選ばれている御幸浜と富浦公園などがあります。これら地域の貴重な自然環境は、保全・活用に向け、必要に応じて検討します。

主な施策	《2》生物多様性の確保に向けた取組、《17》外来生物対策の推進 など
------	------------------------------------

③ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進 ● 交流・ネットワーク

農業体験型総合公園のソレイユの丘、三浦半島屈指の景観を楽しめる荒崎公園など、みどりの拠点の充実及び適切な維持管理を行います。さらに、これらが交流拠点となるよう活用するとともに、長浜海岸から富浦公園を巡る国土交通省「関東ふれあいの道」など、拠点をつなぐみどりの保全・活用を行います。

主な施策	《33》公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用 など
------	---

④ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進 ● 活動

農業用の水源としてだけでなく、地域の生物の生息場所にもなっている轡堰(くつわけき)では、市民ボランティアが活動しており、このような市民活動が継続・発展されるよう、取り組みを推進します。

主な施策	《46》自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進 など
------	-------------------------------------

⑤ 本市の魅力あるみどりと親しめる事業を推進 ● みどりの活用と情報発信

荒崎公園は、三方を海に囲まれ、荒波によって削られた荒磯や地層の様子が見られ、富士山や天城連山が望めるなど眺望も楽しむことができます。この場所を含む荒崎周辺(長井・荒崎地区)は、平成29年度から、「横須賀エコツアー」の新規実施場所となりました。今後も、本市の魅力あるみどりに親しめる事業を推進します。←一部更新 《荒崎周辺の横須賀エコツアーの開始に伴い記述を更新》

主な施策	《24》横須賀エコツアーの推進 など
------	--------------------

⑥ みどりの保全に向けた県や隣接する市町との連携 ● 連携

隣接する三浦市へ連続する農地のみどりと相模湾側の自然海岸など、本市のみどりを保全するために県及び隣接市町との連携を図ります。

主な施策	《43》県及び近隣自治体との広域的な連携の推進 など
------	----------------------------

① まとまりあるみどりの保全	自然地区
② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討	自然海岸やため池など地域の貴重な自然環境
③ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進	みどりの拠点 散歩道など
④ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進	地域ボランティア等による取り組み
⑤ 本庁の魅力的なみどりと親しめる事業を推進	みどりの活用と情報発信を行う事業
⑥ みどりの保全に向けた長井と隣接する市町との連携	近隣市町との隣接部

都市公園等 (都市公園・港湾緑地・森林地など)	街路樹	主要道路
河川及び雨水幹線	プロムナード・散歩道	鉄道(国鉄)・駅
ため池	行政センター	鉄道(私鉄)・駅
自然海岸・半自然海岸		市街化区域 市街化調整区域境界

長井海の手公園 (ソレイユの丘) 更新①

本市唯一の総合公園で、オートキャンプ場などの宿泊施設やふれあい動物園、農業体験施設、地元食材を味わえる飲食施設、温浴施設、年間通じて色彩を放つ花畑など、一日中楽しめる複合体験型の交流拠点です。官民連携による機能拡充を進めています。



小田和湾

本市にはわずかとなった干潟で、細かな砂が底質の大部分を占めています。



農地のみどりは、三浦市へ連続しているため、連携が必要です。

富浦公園
小田和湾が一望でき、海、みどりの接線、漁港が織りなす三浦半島を代表する景観を楽しむことができます。

長浜海岸 更新③

市内の海岸の中でも水の透明度が高く、マリンスポーツのスポットとしても人気があり、海岸の砂浜や崖上で本市において貴重な海岸植物が見られます。



風致にすぐれたみどりがあるため、その保全が必要です。

荒崎公園 更新③

沿岸部に自然が創造した美しい岩場が続き、変形した地層をみることができます。また、三浦半島屈指の景観が楽しめ、「かながわの景勝 50 選」にも選ばれています。



みどりの現況・課題・将来像 (長井ゾーン)

現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	説明文更新:新たに整備した設備や機能の拡充について記述を更新	公園施設の整備、時点更新
②	説明文更新:散歩道のルートの変更	時点修正
③	説明文更新:ハイキングコースについての記述を更新	ハイキングコースのルートの変更

(7) 大楠山ゾーン ←更新 《中間見直し(本書)P.38 推進施策(中間見直し後)の推進施策の見直しに
合わせ、「主な施策」の施策名・施策番号を更新》

① 丘陵部の骨格となるみどりの保全・活用 樹林地などのみどり

大楠山を中心とする衣笠・大楠山近郊緑地保全区域及び衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区、衣笠・大楠山風致地区は、関係法令・基準の適切な運用により、保全します。また、大楠山などのみどりの拠点については、活用を進めるとともに、必要に応じて市民がみどりにふれあい、親しめる場となるよう検討します。

主な施策	《5》近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続、《6》「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等、《7》(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進、《10》風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進 など
------	--

② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討 自然環境

自然豊かな前田川や関根川、自然海岸が残る立石公園、かつて農業用ため池として利用されていた沢山池、芦名堰、神奈川県生物多様性ホットスポットに選定された峯山大池と棚田などがあります。これら地域の貴重な自然環境は、保全・活用に向け、必要に応じて検討します。

主な施策	《2》生物多様性の確保に向けた取組、《6》「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等、《17》外来生物対策の推進 など
------	---

③ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進 交流・ネットワーク

自然海岸や大楠山をはじめとした樹林地に訪れた市内外の人々が、安心してみどりに親しめるよう、みどりの拠点の充実及び適切な維持管理を行います。さらに、これらが交流拠点となるよう活用するとともに、大楠芦名口から長者ヶ崎を巡る国土交通省「関東ふれあいの道」など、拠点をつなぐみどりの保全・活用を行います。

主な施策	《6》「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等 など
------	---

④ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進 活動

複数の市民団体が、大楠山や相模湾沿いの海岸などのみどりの保全・活用に向けて活動しています。このような市民活動が継続・発展されるよう、これらの取り組みを推進します。

主な施策	《6》「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等 など
------	---

⑤ 安全を優先したみどりの保全に向けた取り組みの推進 防災

前田川流域などでは既往調査において樹林地の荒廃が懸念されているため、水・土砂災害の安全性を考慮した取り組みを推進します。

主な施策	《1》気候変動等に適応した樹林地の保全 など
------	------------------------

⑥ 本市の魅力あるみどりに親しめる事業の推進 みどりの活用と情報発信

本市の魅力あるみどりに親しめるよう、大楠山と西海岸をあわせてエリアの魅力や見どころを紹介する「横須賀エコツアー」や、長坂5丁目市民緑地・長坂里山モデル地区での「里山的環境保全・活用事業」を推進します。また、(仮称)長坂緑地の活用についても検討します。

主な施策	《2》生物多様性の確保に向けた取組、《4》新たな制度等の取組、《24》横須賀エコツアーの推進 など
------	---

⑦ みどりの保全に向けた県や隣接する市町との連携 連携

隣接する葉山町へ連続する大楠山と自然海岸など、本市のみどりを保全するために県及び近隣市町との連携を図ります。

主な施策	《6》「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等 など
------	---

① 丘陵部の骨格となるみどりの保全・活用	骨格となるみどり 近郊緑地・風致地× 国営公園誘致の推進
② 地域の貴重な自然環境の保全・活用に向けた検討	自然海岸、河川、ため池など地域の貴重な自然環境
③ みどりの拠点の充実及び適切な維持管理の推進	みどりの拠点 散歩道など
④ 市民によるみどりの保全・活用に向けた取り組みの推進	地域ボランティア等による取り組み
⑤ 安全を優先したみどりの保全に向けた取り組みの推進	樹林地の荒廃
⑥ 本市の魅力あるみどりに親しめる事業の推進	みどりの活用と情報発信を行う事業
⑦ みどりの保全に向けた県や隣接する市町との連携	近隣市町との隣接部

都市公園等 (都市公園・河川緑地・樹林地など)	街路樹	主要道路
河川及び雨水幹線	プロムナード・散歩道	鉄道(JR線)・駅
ため池	行政センター	鉄道(私鉄)・駅
自然海岸・半自然海岸		市街化区域 市街化調整区域境界



みどりの現況・課題・将来像 (大楠山ゾーン)

現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	説明文更新: 記述を現行の公園の状況に合うよう更新	時点更新

資料編

今回の中間見直しでは、現行計画書に記載のあるみどりの基本計画関連情報の時点更新を行いました。なお、中間見直し（本書）では、時点更新を行った情報のみを記載しています。（時点更新を行っていない情報は、現行計画書に記載のままとなっています。）

1 横須賀市の現況

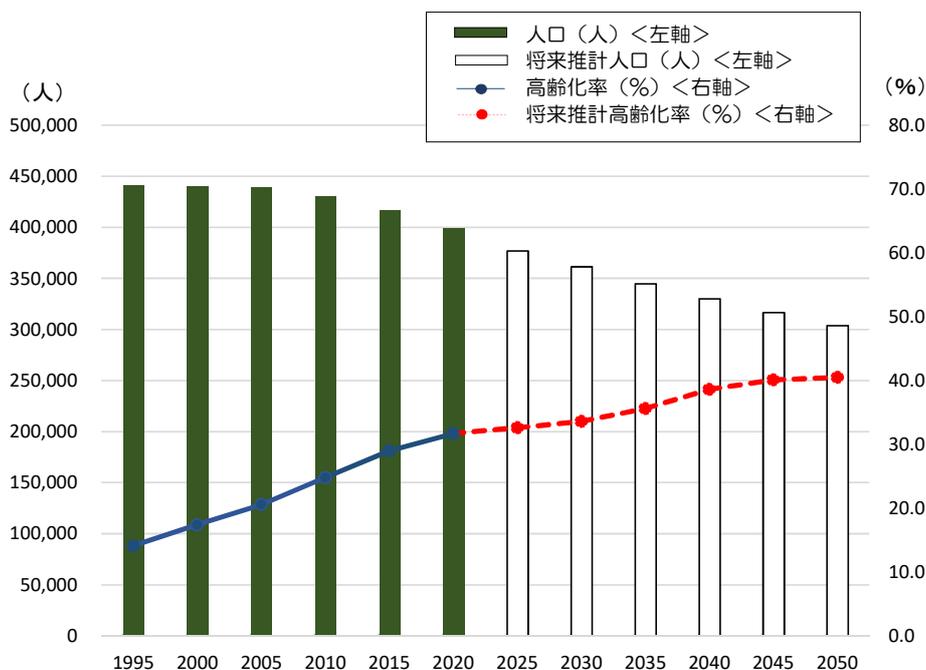
一部更新

《横須賀市の現況に関する資料を最新情報に更新(時点更新を必要とした資料のみ)》

(1) 人口の推移 ←更新 《現行計画書 P.15 第Ⅱ章1(2):人口の時点更新に伴う(最新:2013年から2020年へ)将来推計人口等の更新》

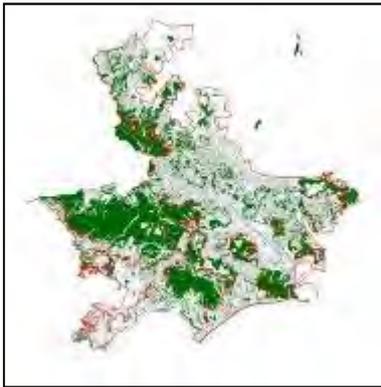
本市の人口は、現行計画を策定した平成27年（2015年）には415,862人となっており、中間見直しの年である令和2年（2020年）は398,508人と人口減少が続いています。一方で、少子高齢化が進んでおり、この傾向は将来的にも続くことが予想されます。

人口推移と将来推計



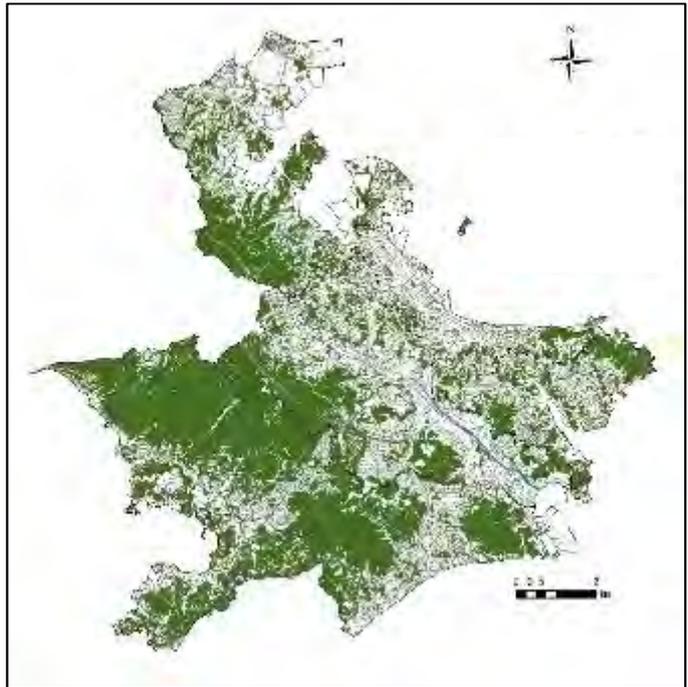
注) 人口及び将来推計人口は、住民基本台帳の人口に外国人登録者を加えている。
2020年～2025年の人口及び高齢化率は住民基本台帳によるもの。2025年～
2050年の将来推計人口及び高齢化率は、横須賀市人口ビジョンによるもの。

(2) 緑被の経年変化 ←更新 《現行計画書 P.24 第Ⅱ章2(2):最新の平成27年のデータを追加》



平成22年(2010年) (樹林地率: 34.8%)
(緑被率: 53.8%)

※ 平成7年(1995年)までの調査は、図上求積や土地利用状況を基にした調査結果です。平成22年(2010年)の調査では、精度を高めた(500㎡以上→1㎡以上)ことにより、その対象が広がり(街路樹や家庭の庭木も対象)、結果として数値が高まっています。平成27年(2015年)も同様です。



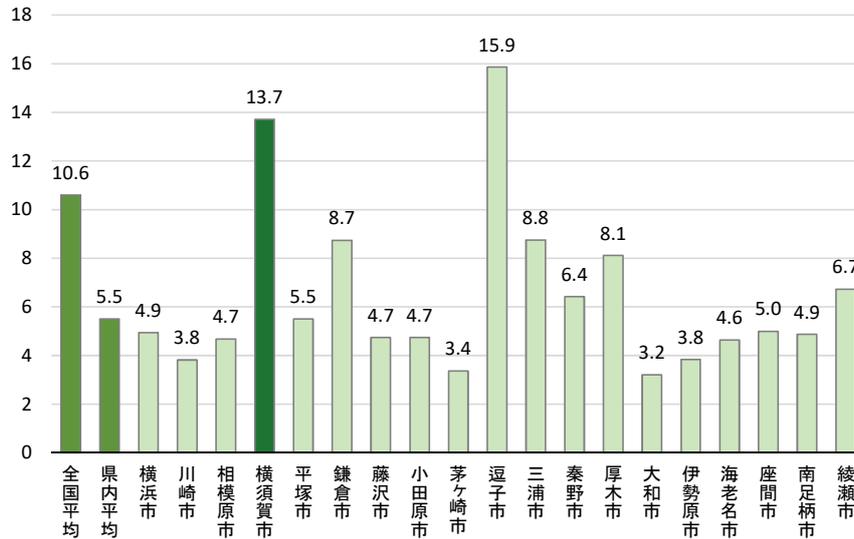
平成27年(2015年) (樹林地率: 37.1%) (緑被率: 54.5%)

<参考>本市の緑被率の経年変化の比較表

項目	平成22年			平成27年		
	面積	構成	緑被率	面積	構成	緑被率
樹林地	3,504.7ha	34.8%	53.8%	3,739.1ha	37.1%	54.5%
樹木	332.3ha	3.3%		127.3ha	1.3%	
草地	1,037.1ha	10.3%		1,092.3ha	10.8%	
田畑	539.1ha	5.4%		531.5ha	5.3%	

(3) 都市公園等の整備状況 ←更新 《現行計画書 P.26 第Ⅱ章2(3)①:平成25年度末から最新の平成30年度末のデータに更新》

本市における都市公園（県立公園含む）は、533ヵ所、約543.07ha（平成30年度（2018年度）末現在）で、市民一人当たりの公園面積は13.71㎡/人です。本計画策定時と比較して、箇所数で13公園、面積で31.75ha、市民一人当たりの公園面積で1.12㎡/人増加しています。平成30年度（2018年度）末現在で、市民一人当たりの公園面積は、県内の市（町を除く）で二番目に多く、首都圏の中でも都市公園の整備が進んでいる自治体となっています。



神奈川県内の市の一人当たりの都市公園面積 (㎡/人)

出典：神奈川県内市町村別都市公園整備状況（平成30年度（2018年度）末現在）

(4) ゾーン区分について ←変更なし 《現行計画書 P.126～127 第Ⅵ章:現行計画書から変更なし(参考記載)》

本市は丘陵部にまとまったみどりが存在しており、みどりのまとまりごとによって特徴があります。

また、みどりのネットワーク、生物多様性、突発的な豪雨に対する防災などを検討する上で、みどりと水の流れを一体的に捉える必要があります。

これらにより、みどりの特徴を活かした「みどりの将来像」の実現に向け、現行計画では、「まとまりのあるみどりによる区分」「河川流域・集水域による区分」「生物の生息分布状況による区分」から7つのゾーン区分を設定しています。

中間見直し後も、引き続き、このゾーンごとに、みどりを捉え、様々な取組を行っていきます。

①まとまりあるみどりによる区分

田浦周辺から隣接市町に広がる二子山山系のみどり、大楠山・衣笠山、武山にまとまったみどりが存在します。その他、野比周辺、観音崎にまとまったみどりが存在します。

また、長井から津久井にかけて農地のみどりが広がっています。



②河川流域・集水域による区分

本市には、23水系、37河川、約50kmの河川があります。これらの主な河川の流域を含め25の集水域に区分できます。



流域・集水域区分図

出典：横須賀港港湾環境計画（平成17年3月）

③生物の生息分布状況からの区分

平成 26 年度の生物多様性保全推進事業において、本市における生物の生息拠点となる樹林地、海岸、河川、池沼、谷戸、学校ビオトープなどを抽出した結果、自然拠点として 150 カ所があげられました。

本市の東京湾側は、市街化が進んでいるものの、斜面緑地が残されており、緑地の連続性が高いです。しかし、生物の生息拠点としては限られています。



自然拠点図

(5) 本編以外のみどりの拠点の分布について ←新規 《本編で示したみどりの拠点以外の他の視点によるみどりの拠点を明示した図の新規追加》

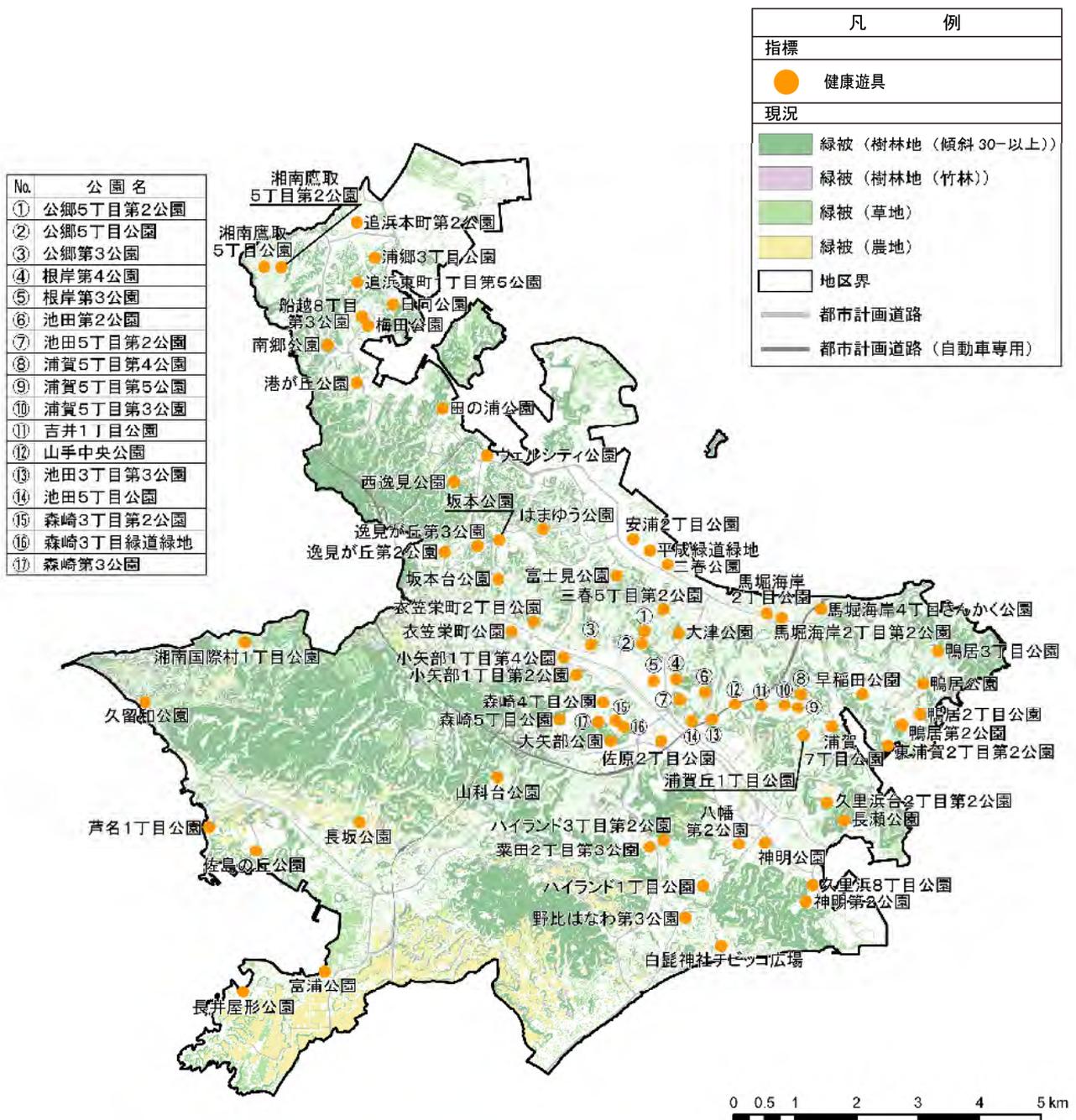
市内には、本編で示したみどりの拠点以外にも、他の視点によるみどりの拠があります。

そのうち、健康増進への寄与、ボランティア活動及び生態系の保全に関するみどりの拠点の分布状況を、以下の図により、示しました。

①健康増進に寄与するみどりの拠点の分布図

健康増進に寄与するみどりの拠点については、市民の健康増進に向けて園内に健康遊具を備えている公園を位置づけました。しかし、その他の公園についても、運動の場及びコミュニティ形成の場として、健康増進に寄与するみどりの拠点となります。

また、以下のとおり、位置づけた拠点の多くが、市民に身近な街区公園となっています。

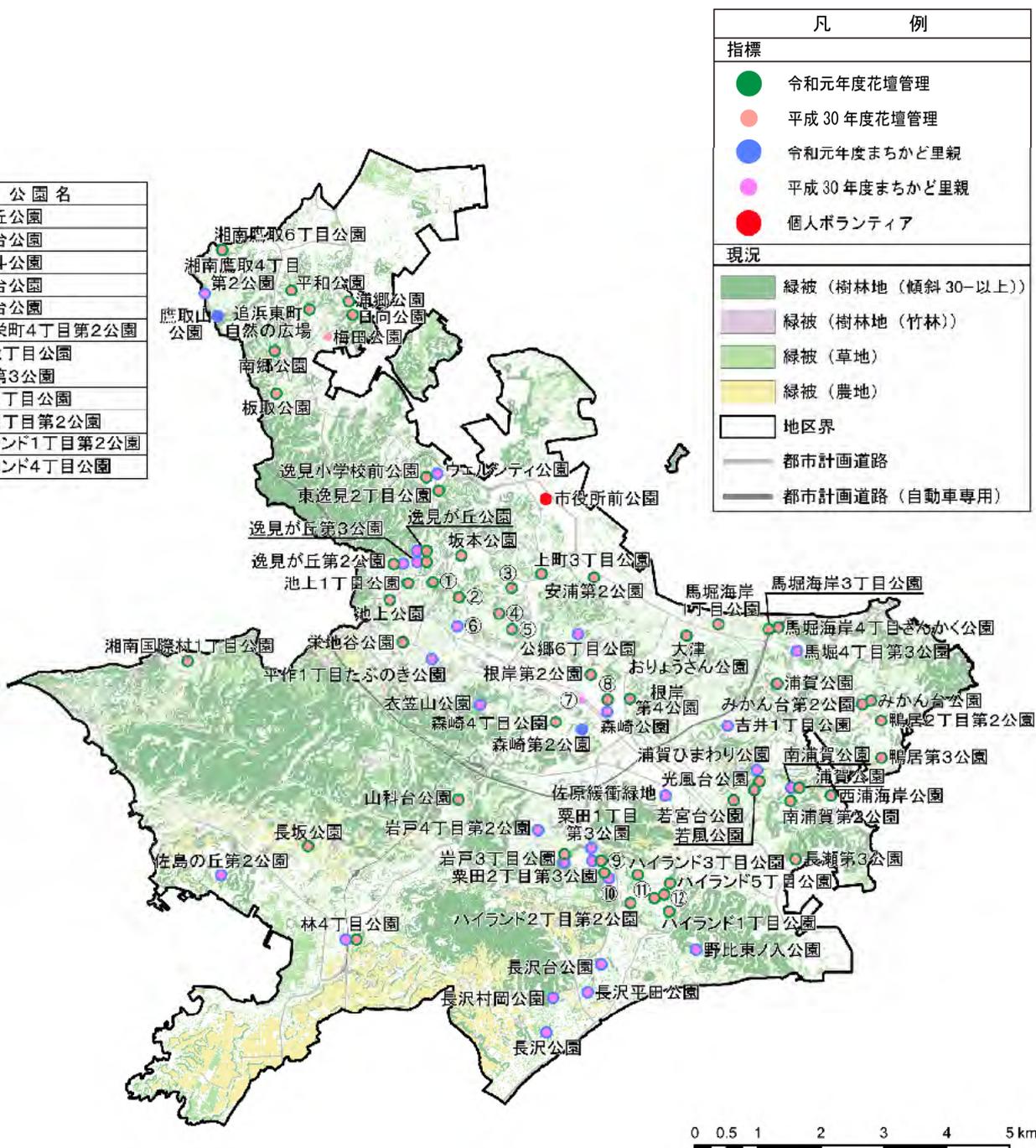


②ボランティア活動の場となるみどりの拠点の分布図

健康増進の一環となるボランティア活動の場であるみどりの拠点は、市民により、緑化活動を行っている公園を位置づけました。

なお、以下のとおり、市内各所において、まちかど里親制度等による緑化活動が行われています。

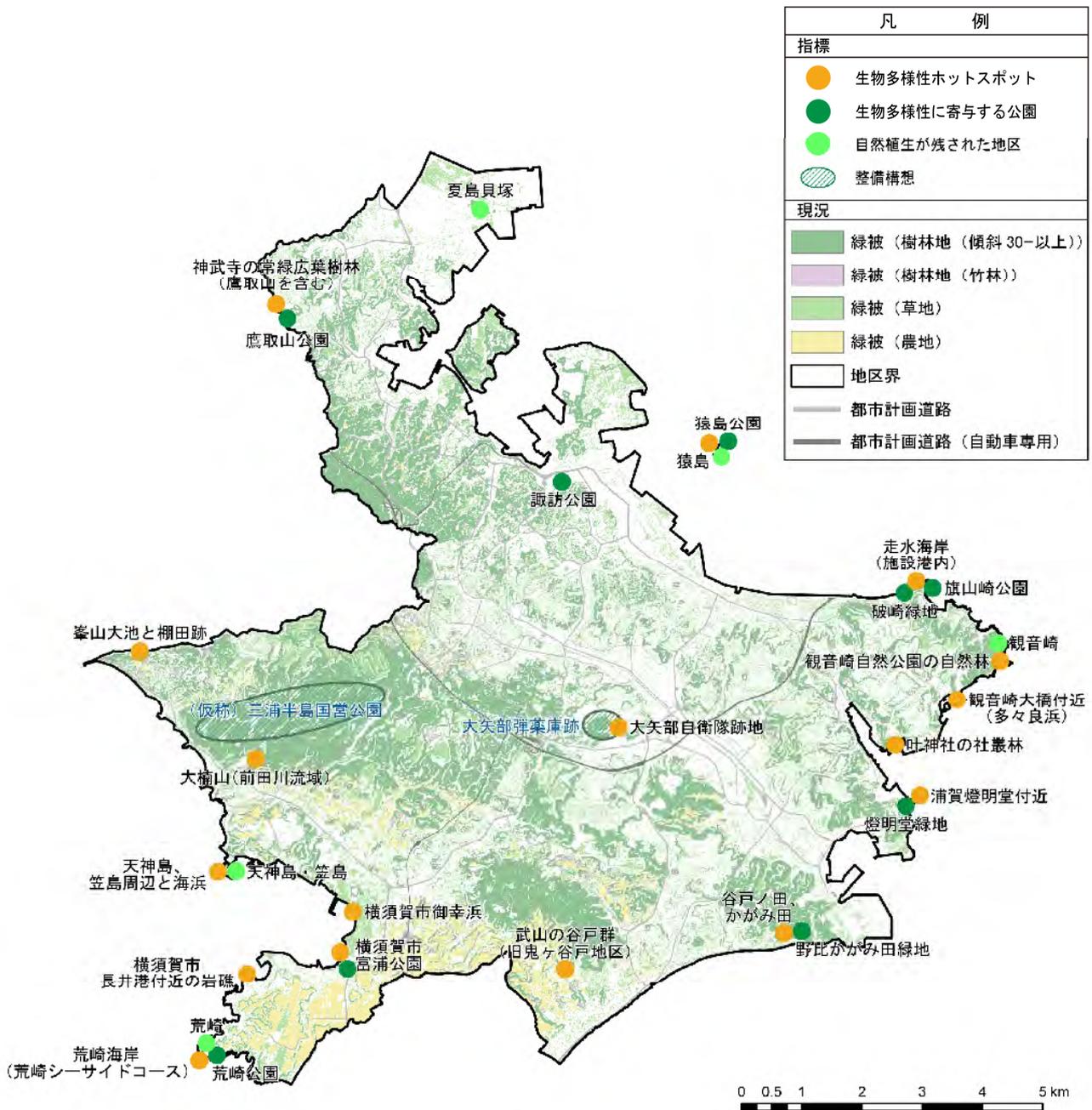
No.	公園名
①	桜が丘公園
②	坂本台公園
③	不入斗公園
④	汐見台公園
⑤	望洋台公園
⑥	衣笠栄町4丁目第2公園
⑦	森崎2丁目公園
⑧	根岸第3公園
⑨	栗田1丁目公園
⑩	栗田2丁目第2公園
⑪	ハイランド1丁目第2公園
⑫	ハイランド4丁目公園



③生態系の保全に関するみどりの拠点の分布図

生態系の保全に関するみどりの拠点については、生物多様性に着目した市内のホットスポットのほか、生物多様性に寄与する、または自然植生が残されているみどりを位置づけました。

以下のとおり、位置づけた拠点の多くが、海岸沿いとなっていますが、山間部にもこの拠点があります。



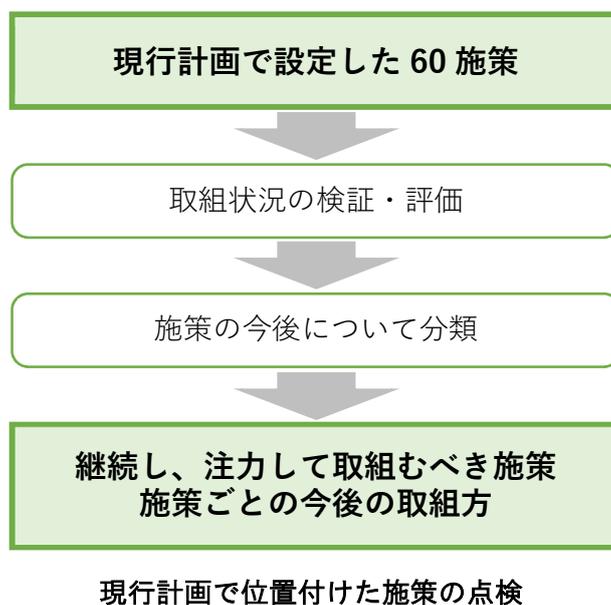
(1) 現行計画における 60 の推進施策の評価及び今後の取組方

↑新規 《現行計画で位置付けた施策の取組状況の把握・評価の手順及びその結果の新規追加》

① 目的

平成 28 年（2016 年）3 月に策定した現行計画が、令和 3 年（2021 年）3 月に計画前半が終了するため、これまで推進してきた 60 の施策について、これまでの取組状況を検証した上で、把握・評価しました。

その結果、把握・評価を通じて、計画の最終年である令和 7 年（2025 年）までの計画後半の 5 年間で注力すべき施策が明確になりました。



② 手順

ア 進捗状況の算出

現行計画を策定した平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）までに取り組んできた 60 施策について、市年次報告書等の結果をもとに個々の施策の進捗率・状況を算出し、次の表に示すとおり A～C の 3 段階で評価・分類しました。

なお、取り組みの評価、進捗率・状況の算出は、以下のとおりとしました。

- ① 数値目標を掲げている施策：指標に対する進捗率を算出しました。
- ② 数値目標を掲げていない施策：取組状況から目標に対する進捗状況を総合的に判断しました。

<評価区分>

評価	算出法	数値目標		評価別の今後の取組
		あり	なし	
A	進捗率	70%以上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる進捗率の向上を目指す。 ・または、維持すべき施策として引き続き推進する。
	進捗状況	—	十分	
B	進捗率	50%以上 70%未満	—	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗率を高めるべき施策を推進する。 ・または、継続すべき施策を推進する。
	進捗状況	—	半分以上	
C	進捗率	50%未満	—	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗していない理由を分析する。 ・実施すべき施策を推進する。 ・その他の施策は次回の改定時に、扱いを検討する。
	進捗状況	—	半分未満	

イ 施策等の分類（今後の取組方）

施策ごとの目標や評価（進捗率・達成状況）、中間見直し後の計画期間内の取組を踏まえ、注力の度合いを以下の表に示した 5 区分に分類しました。

<注力区分>

区分	分類	今後の取組（施策推進の注力の度合い）
継進 (拡充・新)	新たな視点で取り組み、年次報告等の進行管理を行う施策※ ¹	注力し、積極的に施策を推進する。
継進	これまでとおり、継続して取り組む施策（年次報告：毎年度）	従来どおり、着実に施策を推進し、毎年度、年次報告を行う。
継無	これまでとおり、継続して取り組む施策（年次報告：適宜）	従来どおり、着実に施策を推進し、適宜、年次報告を行う。※ ²
完了	一定の成果があり、目標を達成した、または実施の必要性がなくなった施策	施策として取り組みを行わない。
廃止	神奈川県から委譲のあった権限の返戻に伴い、廃止する施策	

※¹ 現行計画策定後に判明した課題等と関連した施策は、「継進（拡充・新）」に分類しました。（施策の詳細等は、P. 42～45 第Ⅲ章参照）

※² 目標が数値ではなく、施策の性質上、毎年度の進捗管理に適さない施策は、毎年度の年次報告（毎年、前年度の施策の推進状況を報告しています）は実施せず、報告すべき事項がある場合（新たな取組や効果等があった場合等）に、年次報告を実施することとして施策（継無）に分類しました。

③ 結果

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	NO	推進施策 (小柱)	今後の取組	
				評価	進行管理
【Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策	(1) まとまりのあるみどりを守る	1	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	継続
		2	湘南国際村めぐりの森の緑の再生に向けた連携	A	継続
		3	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全	A	継続
		4	(仮称) 三浦半島国営公園の誘致の推進	B	継続
		5	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	継続
	(2) 様々な法令に基づき、みどりを守る	6	緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討	A	完了
		7	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	継続
		8	自然環境保全地域の土地利用制限の継続	A	廃止 (権限返戻)
		9	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	継続
		10	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全)	A	継続
		11	市民緑地制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	B	継続 (拡充・新)
		12	保存樹木指定の検討	C	継続
	(3) 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る	13	生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討	B	継続 (拡充・新)
		14	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継続
		15	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	継続
		16	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	A	継続
		17	水辺環境の保全と再生の推進	B	継続
		18	里山的環境保全・活用の推進	A	継続 (拡充・新)
		19	かがみ田谷戸の再生・活用の推進	A	継続 (拡充・新)
		20	外来生物対策の推進	A	継続
		21	多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討	B	継続 (拡充・新)
	(4) みどりの安全性を高める	22	極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討	A	完了
		23	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	B	継続
	(5) 市街地のみどりを守る	24	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継続
		25	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	継続
		26	民有樹林地の保全手法の検討	B	継続 (拡充・新)
		27	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	B	継続
		28	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	C	継続
	(6) 農地のみどりを守る	29	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	継続
		30	生産緑地のみどりの維持の継続	A	継続 (拡充・新)

評価【A】：さらなる進捗率の向上、または維持すべき施策の推進 【B】：進捗率を高めるべき施策の推進、または継続すべき施策の推進

【C】：進捗していない理由を確かめ、実施すべき施策を推進する、またその他の施策は次回の改定時に、扱いを検討する

※各評価の進捗率等については、P.83 参照

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	NO	推進施策 (小柱)	今後の取組	
				評価	進行管理
【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策	(1) 身近にふれあえるみどりの充実	31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討	A	継進 (拡充・新)
		32	(仮称)長坂緑地の活用手法の検討	B	継進 (拡充・新)
		33	都市公園等の安全・安心対策の推進	A	継進 (拡充・新)
		34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進	A	継進 (拡充・新)
		35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進	B	継進 (拡充・新)
		36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進	A	継進 (拡充・新)
		37	歴史的資産と一体になったみどりの積極的な活用の推進	A	継進 (拡充・新)
		38	横須賀エコツアーの推進	A	継進
	(2) 公共施設のみどりをつくる	39	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	継進
		40	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	A	継進
		41	【河川】河川環境の整備の推進	A	継進
		42	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	継進
	(3) 民有地のみどりをつくる	43	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(緑化)	A	継進
		44	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	継進
		45	記念植樹の促進に向けた検討	C	継無
	(4) 様々な法令や制度に基づき、みどりをつくる	46	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	継無
		47	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	B	継進
		48	都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討《みどりの基本条例関連》	C	継進 (拡充・新)
【Ⅲ】みんなのみどりを保全・創出するための推進施策	(1) みどりを次世代に引き継いでいく	49	継承の森における活動の推進	A	継無
		50	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	C	継無
		51	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	継無
		52	自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	継進
		53	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	継無
		54	みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討	A	完了
	(2) 様々な主体との連携	55	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	継無
		56	産・学・官の連携によるプログラムの検討	A	継無
	(3) みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす	57	みどりの積極的な活用の推進	B	継進 (拡充・新)
		58	市民による花いっぱい運動の実施	A	継無
		59	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	継無
		60	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進	A	継無

進行管理【継進(拡充・新)】: 新たな視点で取り組み、年次報告等の進行管理を行う施策
【継進】: これまでとおり、継続して取り組む施策(年次報告: 毎年度)
【継無】: これまでとおり、継続して取り組む施策(年次報告: 適宜)
【完了】: 一定の成果があり、目標を達成、または実施が必要なくなった施策

<参考>現行計画における60の推進施策の評価理由一覧

計画期間前半の推進施策の取組状況の評価理由は以下のとおりです。

NO	推進施策	評価	評価理由
1	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:2地区, 1012ha)を維持し、みどりの保全を図るだけでなく、土地の買い取り等を適切に実施しており、目標を達成している。
2	湘南国際村めぐりの森の緑の再生に向けた連携	A	会議等に参加し、保全や再生に向けた調整及び連携を実施しており、目標を達成している。
3	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全	A	大楠緑地及び子安緑地の良好なみどりの保全等を図るため、当指定について、県に周知し、連携を図っており、目標を達成している。
4	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	B	長期的な目標である誘致の実現には至っていないが、県等と連携し、国営公園の誘致活動を継続的に行っており、概ね目標を達成している。
5	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	県と連携し、適切に奨励金の交付申請の受付及び事務処理を行い、民有地のみどりの保全等に寄与しており、目標を達成している。
6	緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討	A	制度の導入に向けて検討した結果、課題等を明確化し、一定の結論が出ており、目標を達成した。
7	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:52.8ha)を維持するだけでなく、新規指定の際には、県と連携し、保安林の保全等に努めて、目標を達成している。
8	自然環境保全地域の土地利用制限の継続	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:1地区, 4.9ha)を維持し、適切な保全について、県と連携しており、目標を達成している。
9	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:5地区, 1355.7ha)を維持し、土地利用制限の継続及びパトロールを実施している。また、土地利用行為許可申請に対し適切に審査を行い、良好な風致の維持に努めており、目標を達成している。
10	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全)	A	開発行為及び斜面緑地の保全等に関して、指導を適切に実施し、みどりの保全を図っており、目標を達成している。
11	市民緑地制度の適切な運用(みどりの基本条例関連)	B	新規候補地の検討はしていないが、既設置緑地の適切な維持管理を実施しており、概ね目標を達成している。
12	保存樹木指定の検討	C	指定した場合の課題を明確化したが、指定対象候補樹木がなく、保存樹木の指定による保存手法以外は未検討なため、評価を行うことができない。
13	生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討	B	保全手法等の検討については未着手であるが、身近にふれあえる自然環境の調査の実施、当該調査結果を活用した市民が自然に親しみを感ぜられる取り組みを行っており、概ね目標を達成している。
14	自然林保全制度の運用(みどりの基本条例関連)	A	数値目標である保全契約を継続(目標:3地区)し、保全状況を確認の上、奨励金の交付事務を適切に行い、自然林の保全に努めており、目標を達成している。
15	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」を適切に運用し、都市公園等における自然植生の保全を図っており、目標を達成している。
16	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	A	数値目標である6地区の指定を維持し、適切に文化財の保全を図っており、目標を達成している。
17	水辺環境の保全と再生の推進	B	サポート体制の検討は未着手であるが、ピオトープ等の水辺環境の箇所数を維持し、適切な維持管理を実施している。また、水辺環境を活用し、イベントの開催等も行っていることから、概ね目標を達成している。
18	里山的环境保全・活用の推進	A	里山的环境の維持管理をし、保全に努めるだけでなく、イベント等を開催し、人々が自然とふれあえる機会を創出しており、目標を達成している。
19	かがみ田谷戸の再生・活用の推進	A	かがみ田の環境再生活動を実施するだけでなく、自然観察会を開催し、人々が自然とふれあえる機会を積極的に創出しており、目標を達成している。
20	外来生物対策の推進	A	特定外来生物等の防除を行うだけでなく、特定外来生物の排除手法の1つとして、ポスター掲示等の啓発活動を実施しており、目標を達成している。

NO	推進施策	評価	評価理由
21	多様な生物が生まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討	B	まだ活用まで至っていないが、(仮称)長坂緑地内で、復田整備が開始されており、概ね目標を達成している。
22	極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討	A	試験的な樹林地の管理を行い、断続的な維持管理から得られる一定の効果を確認しており、目標を達成している。
23	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	B	新たな対策の実施まで至っていないが、倒木危険度の調査手法を検討するだけでなく、「街路樹点検チェックシート(案)」の作成を開始しており、概ね目標は達成している。
24	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	現況確認を適宜行いながら、奨励金の交付を行い、数値目標である保全対象面積を維持している(目標:36.8ha)ことから、目標を達成している。
25	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	要綱に基づき、適切な寄付の受け入れを行い、将来に残すみどりの保全に努めていることから、目標を達成している。
26	私有樹林地の保全手法の検討	B	具体的な保全手法等の確立までは至らなかったが、担当者会議等を実施し、課題の共有などを図っており、概ね目標を達成している。
27	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	B	啓発活動以外の育成管理手法については、未検討であるが、新たに景観重要樹木を指定するだけでなく、市民等へ啓発活動を行い、指定樹木の保全を図っており、概ね目標を達成している。
28	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	C	谷戸地域のみどりの再生をモデル的に実施するため、復元助成について周知を行ったが、利用者がなかったため、評価することができない。
29	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	数値目標である農業振興地域内農用地の区域面積を維持(目標:332.2ha)していることから、目標を達成している。
30	生産緑地のみどりの維持の継続	A	生産緑地地区について、数値目標の約9割以上を維持(数値目標:170か所, 25.3ha)し、保全状況について確認を行い、適切に指定をされており、目標を達成している。
31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討	A	数値目標である都市公園数等の現状(目標:520か所, 511ha)を維持するだけでなく、増加させ、適正配置及び機能の見直し等の検討を開始している。また、新たな手法による公園の整備を推進しており、目標を達成している。
32	(仮称)長坂緑地の活用手法の検討	B	まだ活用手法の検討には至っていないが、復田整備を行う等、里山的環境の再生を開始しており、概ね目標を達成している。
33	都市公園等の安全・安心対策の推進	A	バリアフリー化及び長寿命化等を進め、安心して都市公園等を利用できる環境整備を推進している。 また、公園整備や公園施設の長寿命化等に関して、計画の実施及び見直しをされており、目標を達成している。
34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進	A	遊具の更新及び運動公園内施設の整備を行うだけでなく、新たな施設を設置するなど、魅力ある公園づくりに努めている。 また、スポーツの交流拠点として、都市公園の整備を行い、地域の活性化を図っており、目標を達成している。
35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進	B	みどりの機能を活かした都市公園等を新たに整備は行っていないが、既存公園を適切に維持管理し、みどりの機能を保持するよう努めており、概ね目標を達成している。
36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進	A	適宜、広報紙等で情報を発信し、利用促進を図っており、目標を達成している。
37	歴史的資産と一体になったみどりの積極的な活用の推進	A	公園の適切な維持管理を行うだけでなく、イベント及び見学会を開催するなど、活用にも力を入れ、歴史的遺産と一体になったみどりに市民等が触れ合える機会を提供しており、目標を達成している。
38	横須賀エコツアーの推進	A	エコツアーが持続的に実施できるよう、実施団体に必要な支援を行うことで、本市の自然観光資源のすばらしさや大切さを多くの人に発信している。 また新規フィールドにおいて、エコツアーが開始しており、目標を達成している。
39	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	数値目標の新規整備(2か所※)は、未実施であるが、既存の港湾緑地等の維持管理を行うだけでなく、新たに浅海域を整備し、利活用の検討に向け、経過観察を開始しており、概ね目標を達成している。
40	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	A	既存街路樹の維持管理に努めるだけでなく、適宜、補植等を行い、数値目標(15,888本)の90%以上を維持し、街路樹のみどりを保全しており、目標を達成している。

NO	推進施策	評価	評価理由
41	【河川】河川環境の整備の推進	A	生物の多様性に配慮した河川流域環境の維持管理を行っており、目標を達成している。
42	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	当ガイドラインを適正に運用することで、積極的な緑化及び適切なみどりの保全を行っており、目標を達成している。
43	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(緑化)	A	開発行為等に対して適切に緑化の指導を行い、緑化を推進しており、目標を達成している。
44	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	当制度に基づき、補助金を交付することで、民有地の緑化推進を行っており、目標を達成している。
45	記念植樹の促進に向けた検討	C	検討した結果、課題等が明確化したが、記念植樹の実施及び促進までの検討が実施されていないため、評価を行うことができない。
46	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	市民団体への緑化の支援及び公共施設の緑化を実施し、緑化重点地区の緑化を推進しており、目標を達成している。
47	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	B	新規緑地協定締結の実績はなく、緑地協定締結の効果の確認等は実施してはいるが、数値目標である既存緑地協定区域の維持を行う(数値目標:23区画,97.4ha)ともに、住民間で締結する緑地協定の指導を実施し、良好なみどりの確保を行っており、概ね目標を達成している。
48	都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討《みどりの基本条例関連》	C	未運用制度の情報収集は行ったが、制度導入の必要性等の検討は未着手であるため、目標を達成していない。
49	継承の森における活動の推進	A	イベントを開催し、みどりや自然を守り、育て、活かす活動や、大切に意識の醸成を図っており、目標を達成している。
50	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	C	毎年、基金の取崩しを行い、基金残高が減少し、新たな財源確保に関して、未検討であることから、目標を達成していない。
51	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	市職員の技術向上を研修等の開催によって図るだけではなく、専門的な知識や技術を有する人材を、適宜、活用しており、目標を達成している。
52	自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	環境教育指導者の派遣等により、将来を担う子どもたちに、自然に関する環境教育及び学習の機会を創出している。 また、人材育成に関しての研修会を開くだけではなく、新たな講座の開催に関して検討を行っており、目標を達成している。
53	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	みどりに関する各種情報を、パンフレットの配布等により発信し、周知及び啓発活動を行っており、目標を達成している。
54	みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討	A	庁内で情報共有を行い、他の制度と比較検討をした結果、他の制度と類似・重複をしていることから、新たな顕彰制度の設置の必要性がないと、結論を得ており、目標を達成している。
55	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	会議の参加等により、各市町と連携して、みどりを保全し、活用する施策の検討及び課題の共有を行っており、目標を達成している。
56	産・学・官の連携によるプログラムの検討	A	環境団体及び市民等と連携したイベント等を開始しており、目標を達成している。
57	みどりの積極的な活用の推進	B	市内に点在するみどりへの回遊性の向上については、未検討であるが、交流拠点となる公園の維持管理に努め、園内のみどりを活用したイベントを開催しており、概ね目標を達成している。
58	市民による花いっぱい運動の実施	A	花いっぱい運動により、緑化を推進していることから、目標を達成している。
59	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	自然環境活動団体の交流の場を創出し、情報交換及び活動の連携が行われた。 また、団体活動に関する情報を発信し、活動内容の周知を行うことで、市民が自然環境に関する活動に興味を持つよう図っており、目標を達成している。
60	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進	A	市民及び各種団体と連携し、みどりの保全及び創出を行っており、目標を達成している。

(2) 景観重要樹木 ←一部更新 《現行計画書 P.101 第V章:「景観重要樹木指定一覧」に、平成30年の新規指定箇所を追加》

良好な景観の形成に重要な樹木を景観法第28条の規定に基づき、「景観重要樹木」に指定しています。

平成30年3月に新たに2か所指定され、現在(令和3年(2021年))は、28か所となっています。

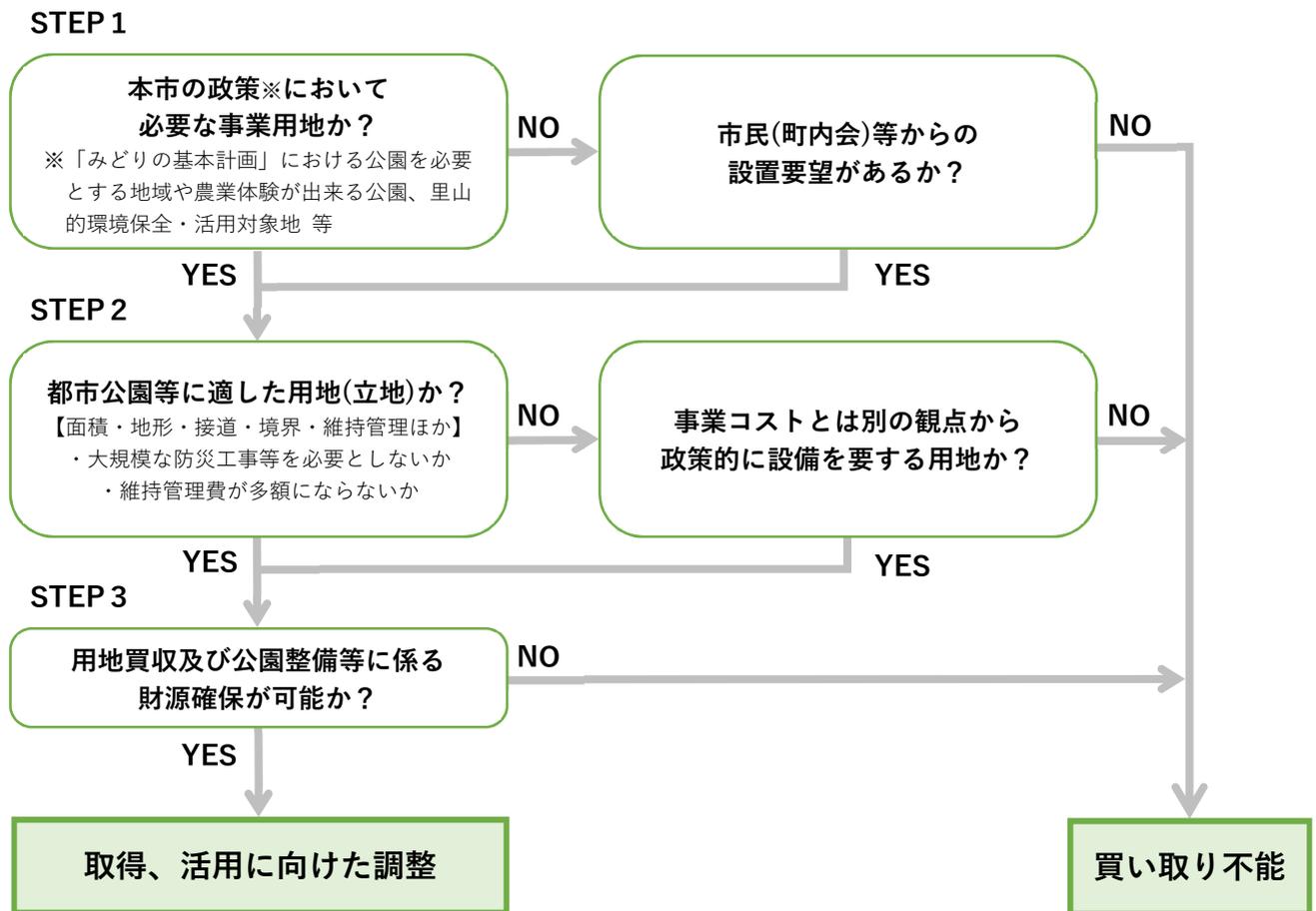
番号	場所	樹種	本数	指定日
1	明浜小学校	サクラ	28	平成23年4月1日(第3回)
2	浦郷小学校	イチヨウ	1	平成24年11月1日(第4回)
3	大塚台小学校	ヒメシヤラ	1	平成26年1月1日(第5回)
4	大津小学校	モチノキ	1	平成26年1月1日(第5回)
5	荻野小学校	サクラ	15	平成23年4月1日(第3回)
6	追浜中学校	サクラ	12	平成23年4月1日(第3回)
7	神奈川歯科大学	ジャカラнда	1	平成30年3月31日(第7回)
8	北下浦小学校	ケヤキ	1	平成21年5月1日(第1回)
9	久里浜小学校	イチヨウ	11	平成22年4月1日(第2回)
10	坂本公園	イチヨウ	1	平成24年11月1日(第4回)
11	坂本公園	ヤエザクラ	12	平成27年3月31日(第6回)
12	坂本中学校	イチヨウ	1	平成24年11月1日(第4回)
13	坂本中学校	カンヒザクラ	1	平成26年1月1日(第5回)
14	桜小学校	サンゴジュ	3	平成22年4月1日(第2回)
15	沢山小学校	ツツジ	52	平成30年3月31日(第7回)
16	武山中学校	クスノキ	1	平成21年5月1日(第1回)
17	田戸小学校	イチヨウ	1	平成24年11月1日(第4回)
18	鶴久保小学校	イチヨウ	18	平成22年4月1日(第2回)
19	長井小学校	ケヤキ	1	平成26年1月1日(第5回)
20	長井中学校	フェニックス	1	平成21年5月1日(第1回)
21	長浦小学校	サクラ	15	平成23年4月1日(第3回)
22	夏島小学校	イチヨウ	14	平成22年4月1日(第2回)
23	根岸小学校	ハナモモ	1	平成22年4月1日(第2回)
24	逸見小学校	クスノキ	4	平成21年5月1日(第1回)
25	馬堀小学校	アオギリ	1	平成26年1月1日(第5回)
26	山崎小学校	サクラ	27	平成23年4月1日(第3回)
27	山崎小学校	イチヨウ	9	平成24年11月1日(第4回)
28	養護学校	クスノキ	1	平成26年1月1日(第5回)
合計 28 カ所			235	

※中間見直し(本書) P.48 第Ⅲ章 施策 No.21 の関連資料

(3) 生産緑地廃止時における公園化基準【フロー図】 ←変更なし

《現行計画書 P.178 資料(3)②:現行計画書から変更なし(参考記載)》

令和4年(2022年)に指定から30年を迎える生産緑地は、147地区・19.4ha(令和3年(2021年)1月時点)あります。指定期間の終了などに伴い、土地所有者は市に買い取りを申し出ることができます。市街化区域内の緑地の保全の観点から、買い取りを行う際は「公園緑地」としての活用が有効であると考え、公園化に関する基準(フロー図)を以下のとおり作成し、運用しています。



※中間見直し(本書)P.42 第三章 施策 No. 3 の関連資料

《現行計画書 P.198～203 用語集 : 現行計画書の用語集に記載のない用語の新規追加(全面新規)》

この用語集は、現行計画の用語集に記載がなく、中間見直し（本書）で新たに記載した用語のみを記載しています。

あ行

IPCC (略式: Intergovernmental Panel on Climate Change)

和名は「政府間パネル」である。人為起源による気象変化、影響、適応及び緩和方策を科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を目指し、1988年（昭和63年）に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

S N S (略式: social networking service)

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

SDG s (略式: Sustainable Development Goals)

和名は「持続可能な開発目標」である。平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年（2030年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

か行

外来生物法

特定外来生物からの被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定志向に資するために制定された法律。

かがみ田谷戸

市内でも貴重な自然環境が多く残る野比地区の谷戸田。

かながわ生物多様性計画

県内各地の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、県民の皆様に生物多様性について理解を深めていただき、保全のための行動を起こしていただくための取組を定めた計画。

環境基本計画(国)

環境基本法第15条に基づき、政府が定める環境の保全に関する基本的な計画。

緩傾斜地

斜面の勾配が0°～15°未満の傾斜地。

関東ふれあいの道

関東地方の一都六県ぐるりと一周する長距離自然歩道で、東京都八王子の梅の木平を起終点として総延長が1,799km。

気候変動

長い年月をかけて、人為的又は自然環境等の変化など、様々な要因によって引き起こされた地上気温の上昇などの気候の変動。

気候変動適応法

温室効果ガスの長期大幅削減への取組や、現在生じ、将来予測される被害の防止・軽減等を図るなど、気候変動への適応を位置づけた法律。

記念植樹

特別な行事において、記念して樹木を植栽すること。国では、記念樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、全国植樹祭を毎年開催している。

ランドデザイン

壮大な図案・設計・着想など、長期に渡って遂行される大規模な計画。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考えや取組。

顕彰制度

隠れた善行や功績などを世間に広く知らせ、また、その善行や功績を表彰する制度。

公園マネジメント

適切な施設の維持管理とともに、積極的なマネジメント（管理・運営等）を通じて、まちづくりにおける都市公園の活用を推進すること。

公共施設における自然植生の保全に向けた考え方

都市公園などの公共施設における自然植生の保全配慮に向けた方針等について取りまとめた指針。

公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン

各主体が率先して緑化を図っていくため、公共施設における緑化目標や「みどり」の管理に関する指針を示し、適切に「みどり」を増やし、育成に配慮しながら維持していくことを目的に作成。

公共施設の緑化等ガイドライン

公共施設における積極的な緑化や適切な育成管理を行うためのガイドライン。

国土強靭化基本法

大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民の生活の向上及び国民経済の健全な発展に向けて制定された法律。

国土形成計画

全国総合開発計画に代わり、人口減少や少子・高齢化など新たな時代の要請に的確に対応した国土計画として、国と地方が協働で策定した計画。

さ行

SATOYAMA イニシアティブ

里山のような二次的自然が、人の福利と生物の多様性の両方を高める可能性があることに着目し、土地と支援資源を最適な利用・管理を通じて、人間と自然環境の持続可能な関係の再構築を目指した取組。

里山的環境保全・活用事業

里山的環境において、環境・景観の保全と再生、生物多様性の保全、人々が支援とふれあえる場や環境教育・環境学習の場としての活用などの取組を推進する事業。

散歩道

気晴らしや健康のためなどで散歩するためにの長く伸びた囲いのない道。

自然環境活動団体

自然環境の保全を図る活動を主目的とし、市内で自然環境活動・調査活動を行っている団体。

自然環境活動団体交流会

自然環境の保全を図る活動を主目的とし、市内で自然環境活動・調査活動を行っている団体のみなさまの連携や情報交換を図るため、平成 24 年（2012 年）1 月に発足した交流会。

自然環境講演会

学芸員等の専門家による身近な自然の変化等についての講演会。

市民緑地認定制度

民有地を地域住民の利用に供する緑地として、設置・管理する者が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

借地公園制度

急激な人口の増加等により、公園が不足する地域に、自治体が土地所有者と賃借契約を結び、土地を借り受けて都市公園を開設する制度。

湘南国際村改定基本計画

平成 6 年（1994 年）に開村した湘南国際村について、民間活力も活用した活性化を推進し、ひいては三浦半島全体の活性化につなげるための取組を定めた計画を改定した計画。

湘南国際村めぐりの森づくり事業計画

湘南国際村において、自然と人、人と人が出会い、森づくりにつながる様々な活動を市民、企業、行政が協働で取組むめぐりの森づくりを推進する計画。

〔仮称〕新環境基本計画

〔仮称〕YOKOSUKA ビジョン 2030 が掲げる「未来像」を環境面から実現するための分野別計画。国内外の動向や本市を取り巻く環境問題、社会・経済情勢の変化に対応するため、令和 4 年度に策定された。

新型コロナウイルス

新型コロナウイルス（SARS-Cov2）は、コロナウイルスのひとつで、それ自体で増えることはないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増加する。

〔仮称〕新地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「地球温暖化対策実行計画」、また気候変動適応法に基づき、「地域気候変動適応計画」として位置付けられた計画。さらに、「〔仮称〕新環境基本計画」の地球温暖化対策及び気候変動分野における分野別計画でもある。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

0 次谷

谷形地形をしているところを 1 次谷といい、1 次谷より上部の山腹に発達する山ひだ。

た行

第 5 次環境基本計画

環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもので、約 6 年ごとに見直し、平成 30 年（2018 年）に第五次環境基本計画が閣議決定された。

第 4 次社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画法に基づき、道路や交通安全施設、鉄道、港湾、公園・緑地等の社会資本の整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画。

多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議

多摩・三浦丘陵を抱える 13 自治体が連携し、地域の重要な緑と水景を「みどりはつなぎ手」という共通認識に基づき、「市民・企業・行政の協働によって保全・再生・創出・活用していく（新たな commons の再生）」を目的に設置された会議。

治水

河川の氾濫等による洪水の被害から、人々や地域の生活を守るために実施する対策。

チャリティークリック協賛企業

横須賀のみどりを守り、つくる取り組みを推進する「みどりのよこすかチャリティークリック」に対し、協賛金を寄付するなどにより、賛同・支援を行っている企業。

DTF（略式：Digital Transformation）

デジタルトランスフォーメーションと呼ばれており、進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革していくこと。DXとも略される。

田園住居地域

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を住居系用途地域の一類型とした用途地域。

倒木危険度調査

街路樹や公園樹、庭園樹の倒木による危険度を把握し、今後、どのように取り扱ったらよいか判断するための調査。

特定生産緑地

指定されてから30年を経過する生産緑地において、買取りの申出ができる時期が10年延期されたもの。

特定生産緑地制度

指定の告示日から30年を経過する生産緑地地区について、今後も引き続き同じ税制措置が受けられ、安定した営農環境を築けるよう所有者等の意向を基に市が指定を行う制度。

都市計画公園

都市計画法に規定される都市施設の1つであり、都市計画決定権者である都道府県知事又は市町村長が都市計画決定(変更)した公園。(都市計画法台11条第1項第2号)

都市計画マスタープラン

市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めた計画。

(仮称) 都市公園の整備・管理の方針

市内都市公園の全体像を把握するとともに、抱える課題に対する将来の目指すべき都市公園のあり方を位置づけ、今後の整備・管理等、戦略的に進める公園マネジメントの方針。

都市公園法運用指針

都市公園法の円滑かつ適切な運用に向けて、望ましい運用の在り方、留意事項等の原則的な考え方を示し、地方公共団体や地方整備局が都市公園の整備、管理を行う際の参考となる指針

都市農地

生産緑地地区に指定されていない、市街化区域内の農地。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められた土地の区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあると認められる土地の区域。

は行

Park-PFI (略式：Park-Private Finance Initiative)

和名は「公募設置管理制度」である。都市公園において飲食店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募で選定する手続きで、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備への還元を条件に、事業者には都市公園法の特別措置がインセンティブとして適用される。

ヒートアイランド対策大綱

都市の中心部の気温が郊外と比較してしまった上に高くなるヒートアイランド現象の対策を取りまとめた大綱。

復田

荒廃した水田や転換した畑地を、再び水田として利用できるよう整備すること。

文化財保護条例

長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な国民的財産である文化財を指定、選定、登録し、現状変更や輸出などに一定の制限等を定めた条例。

保存樹木

都市における美観風致の維持するため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定する樹木。

ま行

まちかど里親

公園等において、清掃及び除草等を、親代わりに行う市民グループまたは企業。

三浦半島国営公園設置促進期成同盟会

三浦半島への国営公園設置に向け、国への要望活動をはじめ、各種イベントにおけるパネル展示やパンフレットの配布を通じ、国営公園の必要性などを県民へ周知等に取組んでいる会。

三浦半島の自然環境の保全・活用に関する連携会議

三浦半島4市1町による、三浦半島の自然環境を保全し、活用してするために連携を図っている会議。

民有樹林地

個人及び法人が所有する樹林地について、市と保全契約を締結することで、対象の樹林地の保全に対して一定の支援金や、管理に対する技術的支援等が受けられる。

や行

谷戸地域住環境対策事業

人口減少や少子高齢化、空き家が増加する谷戸地域について、地域の特性を踏まえた住環境の改善を実施する事業。

横須賀エコツアーサポート協会

横須賀エコツアーが盛り上がり、また継続的に実施されていくことを目指し、エコツアーを実施する団体を支援・応援する組織として設立。

(仮称) YOKOSUKA ビジョン 2030

人口減少や少子高齢化の進展等により生ずる社会変化を捉えた中で、市民が期待や希望が持てるような横須賀の未来像を皆で描き、そこに向かって進むべき方向性を示した計画。

立体公園制度（立体都市公園制度）

適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要がある場合には、都市公園の下部空間に都市公園法の制限が及ばないことを可能とし、都市公園の区域を立体的に定めることができる制度。

流域

雨水が地形によって同水系の河川に集まる範囲。

流域治水

河川や下水道の管理者等だけではなく、流域内の他の関係者も主体になって、流域全体で取組む治水。

ルートミュージアム

横須賀に点在する開国から近代につながる歴史や文化の見どころと自然豊かなスポット、観光施設を「ルート」でつなぎ、市内全体を大きな「ミュージアム」として新しい横須賀の楽しみ方を提案するもの。

4 みどりに関する市民意識

更新

《現行計画書 P.184～187 資料4:みどりに関するアンケートの新規追加及び更新(全面新規または更新)》

これまで実施された各種アンケートにより、市民がみどりや自然環境などについて、以下のような意識を持っていることがわかります。

(1) 「横須賀市の魅力」について

本市の魅力についての調査結果では、3つまでの複数選択にて「海や緑などの自然環境に恵まれている」が81.0%と最も多く、次いで「魚介類・農産物などが新鮮で、豊かな食生活ができる」が47.1%、また、5位には「観光資源や歴史的資産に恵まれている」、7位には「道路、公園などの都市基盤が整備され、生活するのに便利である」など、上位に「自然環境の恵み」や「みどり」に関する回答を得ています。

横須賀市の魅力の項目（上位8つ）	平成29年1月		平成25年1月		前回比
	順位	回答割合(%)	順位	回答割合(%)	
海や緑などの自然環境に恵まれている	1	81.0	1	83.4	▲2.4
魚介類・農産物などが新鮮で、豊かな食生活ができる	2	47.1	2	45.2	1.9
大都市に近く、通勤・通学に便利である	3	42.6	3	43.7	▲1.1
国際色豊かである	4	30.3	4	22.9	7.4
観光資源や歴史的資産に恵まれている	5	16.5	5	18.2	▲1.7
犯罪が少なく、防災面も充実していて安心して暮らせる	6	13.7	9	9.0	4.7
道路、公園などの都市基盤が整備され、生活するのに便利である	7	11.4	6	16.8	▲5.4
地域での人間関係がとてよい	8	11.1	7	12.8	▲1.7

※四捨五入しているため、回答割合の合計は100%にならない

出典：横須賀市総合計画進行管理報告書（平成29年（2017年）9月）より

(2) 「横須賀市への定住意識」について

本市への定住意識の調査結果では、「今住んでいるところに住み続けたい」の55.7%、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」の13.6%、「一度は市外に出たいが、いずれは戻ってきたい」の2.3%を合わせ71.6%に上り、定住意識の高さがうかがえます。

調査年度	①今住んでいるところに住み続けたい	②横須賀市内のどこかに住み続けたい	③一度は市外に出たいが、いずれは戻ってきたい	④市外に転居したい	⑤どちらとも言えない	①+②+③
令和2年	55.7	13.6	2.3	9.5	18.9	71.6
平成30年	61.4	19.5	-	19.1	-	80.9
平成29年	62.3	21.3	-	16.4	-	83.6
平成28年	64.8	17.5	-	17.7	-	82.3
平成27年	63.5	18.5	-	18.0	-	82.0

※平成30年までのアンケートは③・⑤の選択肢がないため、空欄とする。

出典：横須賀市民アンケート報告書（令和2年（2020年）6月）・（平成30年（2018年）9月）
基本計画重点プログラム市民アンケート報告書（平成29年（2017年）9月）より

(3) 「横須賀市に住み続けたい理由」について

横須賀市への定住意識において、「今住んでいるところに住み続けたい」、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」、「一度は市外に出たい（出る）が、いずれは戻ってきたい」と回答された方を対象に、その理由を2つまで選択していただいた結果では、住みなれているを除き、生活環境に関連する項目が多く選択されており、重要度の高さがうかがえます。

市内に住み続けたい理由（上位8つ）	回答割合(%)
住みなれている	54.0%
交通の便がよい	24.9%
自然環境が豊か	22.2%
買い物など日常生活に便利	18.8%
親・親族が近くに住んでいる	18.6%
ご近所や友人など人間関係がよい	10.2%
災害への心配が少ない	7.8%
高齢になっても安心して生活ができる	4.5%

※回答は2つまでの複数選択のため、回答割合の合計は100%にならない ※着色■は上位3項目
出典：横須賀市民アンケート報告書（令和2年（2020年）6月）より

(4) 「都市のイメージ」について

横須賀市の「現在の都市のイメージ」と「望ましい都市のイメージ」について、「自然環境に恵まれたまち」の回答が現在の都市のイメージとして51.7%、望ましい都市のイメージとして24.0%と、「自然環境に恵まれている」というイメージが強いことがうかがえます。

現在の都市イメージの項目（上位8つ）	平成29年1月		平成25年1月		前回比 29-25
	順位	割合(%)	順位	割合(%)	
米軍基地・自衛隊がある「基地のまち」	1	92.8	1	88.6	4.2
豊かな自然が残されている「自然環境に恵まれたまち」	2	51.7	2	49.4	2.3
首都圏への通勤者が多い「住宅中心のまち」	3	35.7	3	38.9	▲3.2
農業・漁業が盛んな「農・漁業のまち」	4	24.2	4	22.9	1.3
外国人との交流が盛んな「国際交流のまち」	5	21.2	5	17.4	3.8
市外から多くの人を訪れる「観光・レジャーのまち」	6	11.2	6	11.7	▲0.5
ごみのリサイクルや地球温暖化対策など「環境にやさしいまち」	7	8.5	9	8.5	0.0
自動車産業などが盛んな「工業のまち」	8	6.7	10	7.5	▲0.8

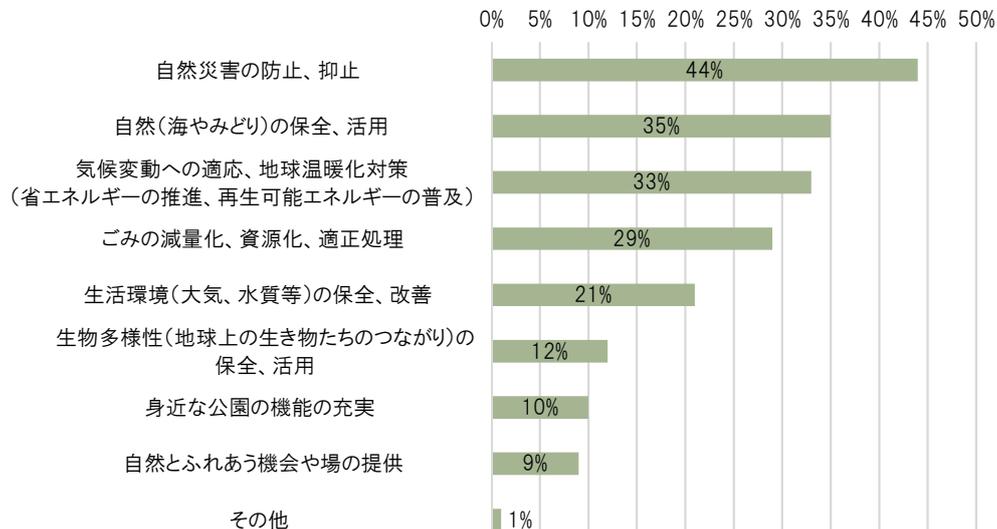
望ましい都市イメージの項目（上位8つ）	平成29年1月		平成25年1月		前回比 29-25
	順位	割合(%)	順位	割合(%)	
高齢者・障害者をはじめとした「誰しものが安心して暮らせるまち」	1	44.1	1	40.9	3.2
防犯・防災体制が整った「安全・安心なまち」	2	34.7	2	38.5	▲3.8
商業施設が充実した「にぎわいのあるまち」	3	27.9	4	26.3	1.6
保育所など子育て環境が充実した「子育てのまち」	4	26.4	6	22.1	4.3
豊かな自然環境が残されている「自然環境に恵まれたまち」	5	24.0	5	25.0	▲1.0
健康づくりのための施設や医療機関が充実した「健康増進・医療福祉のまち」	6	23.6	3	29.5	▲5.9
道路、公園など都市基盤の整った「生活に便利で快適なまち」	7	21.9	7	20.3	1.6
外国人との交流が盛んな「国際交流のまち」	8	15.4	13	10.6	4.8

※四捨五入しているため、回答割合の合計は100%にならない

出典：横須賀市総合計画進行管理報告書（平成29年（2017年）9月）より

(5) 「関心のある環境や環境に配慮した取り組み」について

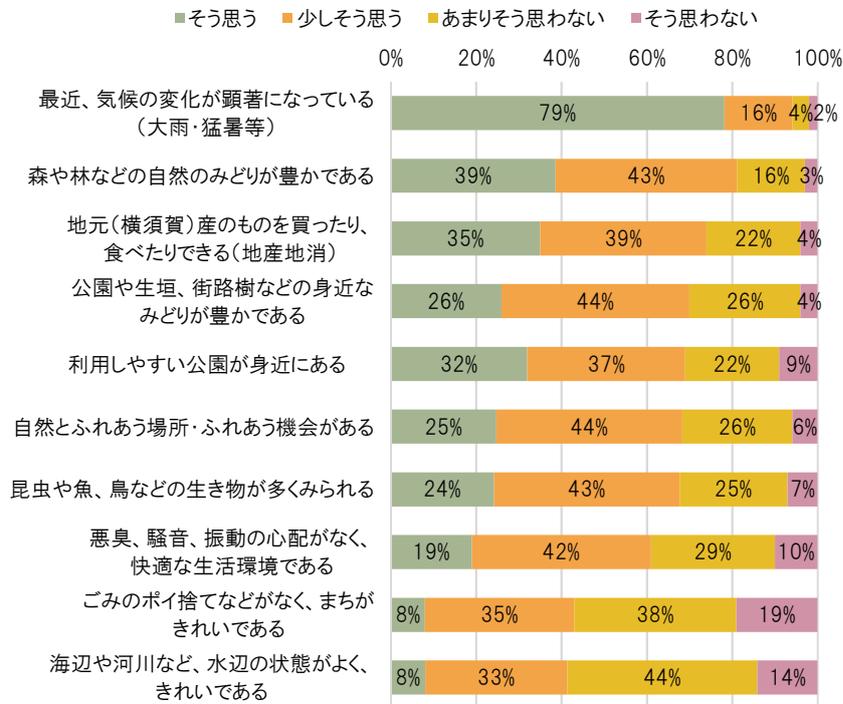
環境や環境に配慮した取り組みに「関心がある」、「やや関心がある」と回答された方を対象に、どんなことに関心があるかを2つまで選択していただいた結果では、「自然災害の防止、抑止」が44%、「自然（海やみどり）の保全、活用」が35%となっており、自然災害やそれを防ぐための整備について比較的関心が高いことがうかがえます。



出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和2年（2020年）12月）より

(6) 「身近な環境」について

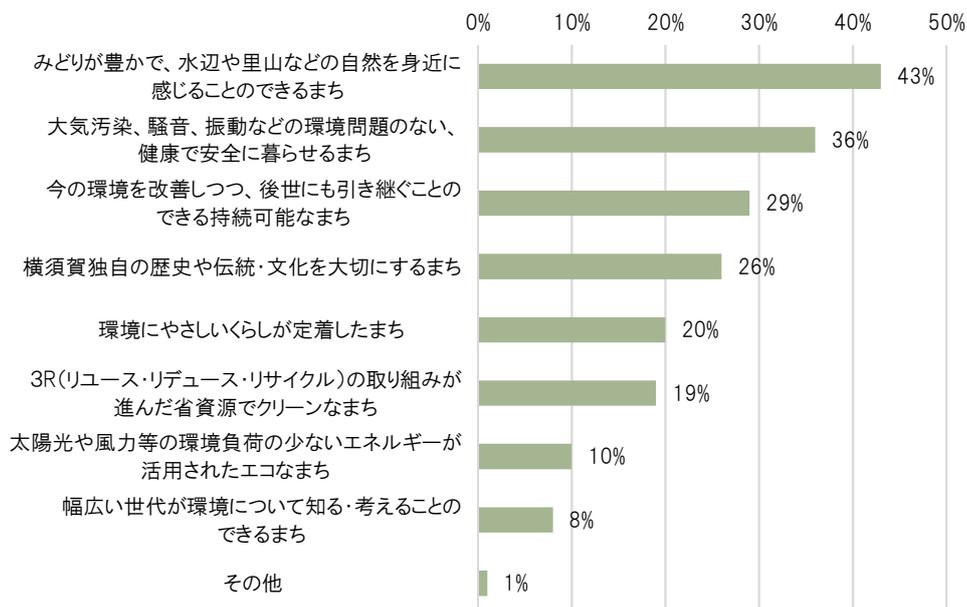
身近な環境に感じていることについて、「最近、気候の変化が顕著になっている」の回答が95%と、気候変動が課題になっていることがうかがえます。また、みどりの豊かさ、地産地消、自然とふれあう場や公園についての満足度も高いことがうかがえます。



※四捨五入しているため、回答割合の合計は100%にならない
出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和2年（2020年）12月）より

(7) 「横須賀市の将来の環境」について

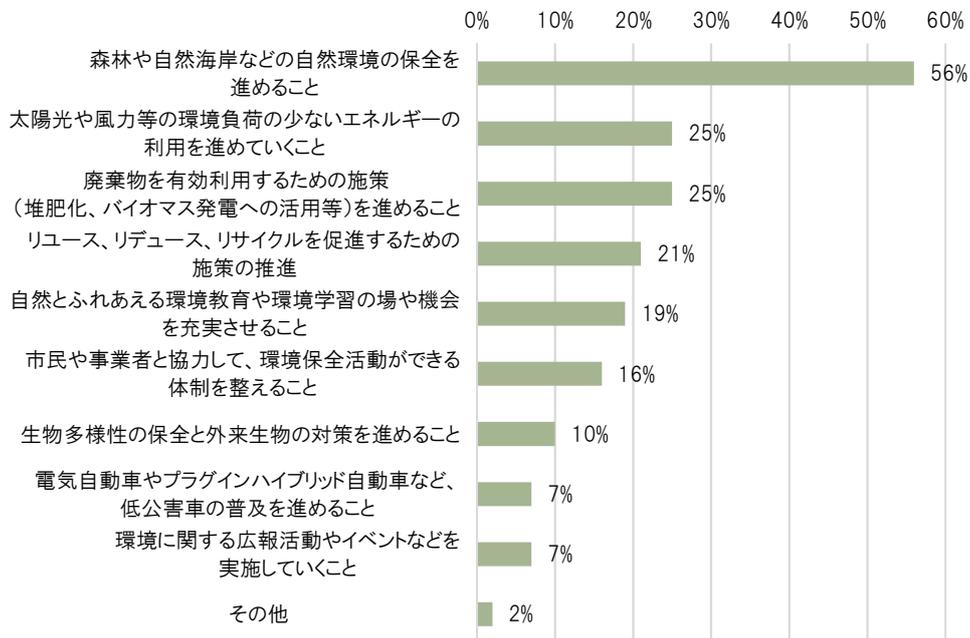
「みどりが豊かで、水辺や里山などの自然を身近に感じることでできるまち」が最も多く、43%の市民が望ましい将来の環境として捉えていることがうかがえます。



出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和2年（2020年）12月）より

(8) 「市が重点的に取り組むべきこと」について

「森林や自然海岸などの自然環境の保全を進めること」の回答が56%と自然環境の保全が求められていることがうかがえます。



出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和2年（2020年）12月）より

(9) 「10年後の横須賀市のまち」について

「綺麗な街（海）」、「ゴミがない」、「自然が豊か」といった身近な環境に関する回答が最も多く、自然環境の保全や、綺麗なまちが求められていることがうかがえます。

また、同様の質問を小中学生アンケートでも行ったが、似たような傾向がみられました。

市内在住者	市外在住者
綺麗な街、住みやすいまち	治安が良く綺麗なまち
自然豊かなまち	もっと都会になればいい
平和なまち	自然豊かなまち
子供の多い活気のあるまち	誰もが住みやすいまち
都会になって欲しい	平和なまち

出典：横須賀市第5回総合計画審議会 【資料2】高校生アンケートについて（令和3年（2021年）6月）より

(10) 「10年後も残したいもの（こと）」について

「自然」、「海」といった自然環境に関する回答が最も多く、横須賀市の魅力が自然であることがうかがえます。その他には、「歴史」、「文化」、「友達」、「家族」、「地域」など人々の営みや繋がりに関する回答もありました。

市内在住者	市外在住者
海や山などの自然	きれいな海や自然
公園	コースカ
学校	公園
歴史のあるもの	学校
コースカ	友達

出典：横須賀市第5回総合計画審議会 【資料2】高校生アンケートについて（令和3年（2021年）6月）より

(11) 「10年後の横須賀市のまちが実現した場合、どう過ごしているか」について

「友達、子どもと遊ぶ」、「家族と過ごす」や「自然の中、公園で遊ぶ」、「平和な日常を過ごす」といった回答が多く、横須賀市での過ごし方として、“身近な人たちと身近な環境の中で日常を楽しく過ごす”ことが求められているとかがえます。

その他には、「SNSで横須賀のことを発信する」、「イベント、お祭りに参加、企画している」、「テレワークで仕事をする」などの回答もありました。

市内在住者	市外在住者
子どもと公園や自然のあるところで遊ぶ	友達や家族と遊んだり、買い物をしたりする
友達とみんなで遊んでる	自然の中で遊んでいる
家族みんなでゆったりと過ごす	子供たちと公園とかで遊んでいる
地域内でのイベントによく参加する	綺麗な海で泳いでいる
平和な日常を過ごしている	たくさんの人と交流して充実した生活ができている

出典：横須賀市第5回総合計画審議会 【資料2】高校生アンケートについて（令和3年（2021年）6月）より